

令和 8 年 9 月 3 日
西棟 8 階第 9 会議室
午 前 1 0 時 ～

令和 8 年度 第 1 回杉並区地域福祉施策推進懇談会 次第

1 開会

2 懇談会の概要について

<資料 1 >

3 委員自己紹介

<資料 2 >

4 懇談会の運営について

5 議題

(1) 杉並区地域福祉推進計画の令和 7 年度の実施状況確認・評価等について

<資料 3、参考資料>

(2) 判断能力が不十分な人及び身寄りがいない高齢者等への支援

<資料 4 >

(3) 杉並区ジェンダー平等に関する審議会答申後の取組等

(4) 今後の取組について（地域福祉施策推進計画の改定ほか）

6 その他

7 閉会

【配布資料】

- 資料 1 杉並区地域福祉施策推進懇談会運営要綱
- 資料 2 杉並区地域福祉施策推進懇談会委員名簿
- 資料 3 杉並区地域福祉推進計画 令和 7 年度実施状況
- 資料 4 判断能力が不十分な人及び身寄りがいない高齢者等への支援について
- 参考資料 地域支え合いの仕組みづくり事業報告（令和 4 ～ 7 年度）

杉並区地域福祉施策推進懇談会運営要綱

令和 6 年11月18日

杉並 第 45514 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区地域福祉施策推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、杉並区地域福祉推進計画（以下「計画」という。）の推進に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 地域福祉施策の推進に関すること。
- (3) その他保健福祉部長が必要と認めた事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 3 人以内
 - (2) 区内関係団体等から推薦を受けた者 6 人以内
 - (3) 地域福祉に関する活動を行う者 6 人以内
 - (4) その他保健福祉部長が必要と認める者
- 2 構成員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 4 条 懇談会は、必要に応じて保健福祉部長が開催する。

- 2 懇談会の司会及び進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 保健福祉部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第 5 条 懇談会は、公開とする。ただし、保健福祉部長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、保健福祉部管理課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

令和8年度 第1回 杉並区地域福祉施策推進懇談会委員名簿

No.	選出分野	所 属	氏 名
1	学識経験者	日本社会事業大学 社会福祉学部福祉計画学科 教授	ヒシヌマ 菱沼 ミキオ 幹男
2		地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長	ムラヤマ 村山 ヒロシ 洋史
3	関係団体等推薦	杉並区民生委員・児童委員協議会 和田堀地区	モリタ 森田 ジュン 準
4		杉並区保護司会 会長	アヤベ 綾部 シンサク 晋策
5	地域福祉に関する活動を行う者	NPO法人 ゆるゆるm a ～m a 理事長	コマツザキ 小松崎 アキコ 明子
6		NPO法人 おでかけサービス杉並 理事長	アキヤマ 秋山 シオリ 糸織
7		NPO法人 プロップK 理事長	イシヤマ 石山 ケイコ 恵子
8		まちナカ・コミュニティ西荻みなみ 代表理事	アキヤマ 秋山 フサコ 成子
9		一般社団法人 ひきこもりUX会議 理事	イシザキ 石崎 モリト 森人
10		社会福祉法人 杉並区社会福祉協議会 地域支援課長	タケシマ 竹嶋 ミホ 美歩
11		公益社団法人 杉並区成年後見センター 主任相談員	ナカツ 中津 ヨシタカ 吉孝

【事務局】

所 属	氏 名
保健福祉部長	福原 善之
保健福祉部計画調整担当課長	土田 昌志
保健福祉部管理課計画調整担当係長	吉田 和代
保健福祉部管理課計画調整担当	石井 達也

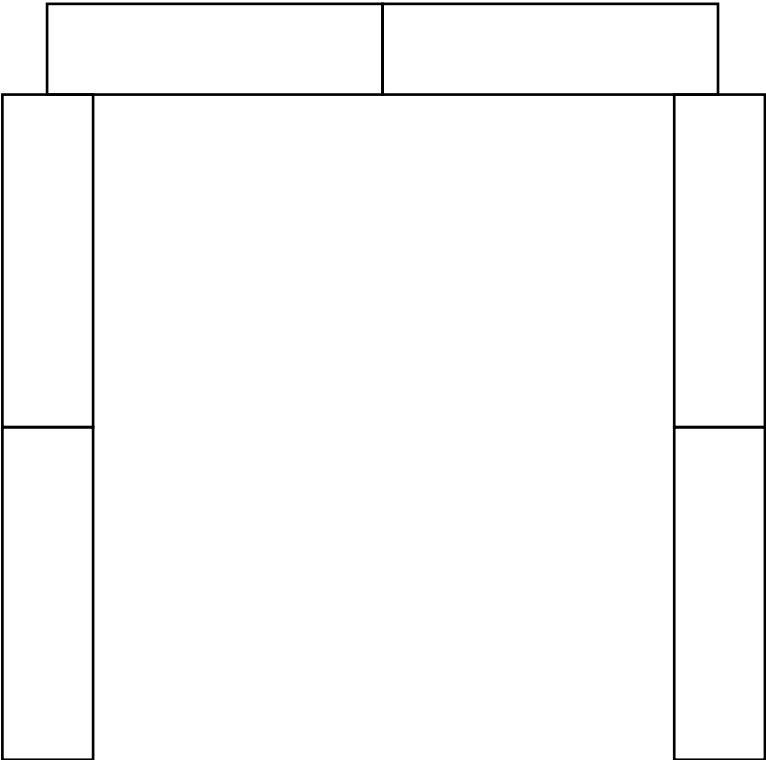
裏面席次表あり

令和 8 年度第 1 回 杉並区地域福祉施策推進懇談会 席次表

杉並区成年後見センター
主任相談員 中津 吉孝

杉並区社会福祉協議会
地域支援課長 竹嶋 美歩

日本社会事業大学
教授 菱沼 幹男



ひきこもりU×会議
理事 石崎 森人

まちナカ・コミュニティ
西荻みなみ
代表理事 秋山 成子

プロップK
理事長 石山 恵子

おでかけサービス杉並
理事長 秋山 糸織

東京都健康長寿医療センター
研究所 研究部長 村山 洋史

杉並区民生委員児童委員協議会
和田堀地区 森田 準

杉並区保護司会
会長 綾部 晋策

ゆるゆるma～ma
理事長 小松崎 明子

事務局

計画調整担当
石井達也

計画調整担当係長
吉田和代

計画調整担当課長
土田昌志

保健福祉部長
福原善之

関係職員



杉並区地域福祉推進計画 令和7年度取組状況

資料3

- ・ 区の取組は、区政経営計画書で定めた「主要事業」「実行計画」の主な取組を中心に記載しています。
- ・ 杉並区社会福祉協議会の取組は、杉並社協地域活動計画事業を中心に記載しています。

施策1 地域における支え合い・助け合いの取組の充実

＜施策の概要＞

目標	●誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、制度や分野に捉われない生活課題を地域の中で解決する仕組みづくりを進めるとともに、関係団体等との連携のもと、地域における支え合い・助け合いの取組を推進します。 ●大規模災害発生時においても、共助の仕組みが機能するよう、災害時要配慮者支援対策を着実に実施し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。	
事業	1 地域における支え合い・助け合いの推進	3 地域活動団体等との協働
	2 地域の見守り体制の充実	4 災害時における地域の支え合いの推進

＜施策指標＞

No.	指標名	実績				計画
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度
1	地域支え合いの仕組みづくり事業活動件数	817件	1,450件	1,706件	1,300件	2,000件
2	災害時要配慮者 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）新規登録者数	1,385人	1,705人	1,432人	1,328人	1,700人

＜施策の取組状況＞

地域福祉コーディネーターによる236件の相談支援や重層の支援会議を通じて、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に関する地域課題の把握や関係機関の連携強化を進めるとともに、地域の実情やニーズに応じた住民主体の地域づくりを支援しました。また、地域包括支援センター（ケア24）や社会福祉協議会、地域団体等と連携しながら、制度や分野を超えた支援体制の充実を図りました。

また、ささえあいサービスや生活支援体制整備事業の推進、子ども食堂42か所への支援、きずなサロンをはじめとした地域の居場所づくり、地域活動団体や町会・自治会への支援などを通じて、地域活動への参加や交流の機会の充実を図るとともに、住民同士がつながり支え合う取組を進めました。加えて、町会・自治会の活動活性化や担い手確保に向けた支援にも取り組み、地域コミュニティの維持・強化を図りました。

「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」では様々な方法で制度の周知に努めましたが、新規登録者は令和6年度より少ない1,328人でした。一方で、災害時要配慮者の避難先を確保するため、民間福祉施設3所と福祉救済所協定を締結したほか、福祉関係機関等との連携を進め、災害時要配慮者への支援体制の充実を図りました。また、平時からのネットワークづくりや訓練等を通じて、災害時にも地域の支え合いが機能する体制づくりを進めました。

○令和7年度の主な取組（主要事業等）

事業1 地域における支え合い・助け合いの推進

- ・ 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進
- ・ 住民参加の助け合い活動の推進（ささえあいサービス）
- ・ 地域支援ネットワークの推進
- ・ 生活支援体制整備事業の推進

事業2 地域の見守り体制の充実

- ・ たすけあいネットワーク（地域の手）の実施 ほか

事業3 地域活動団体等との協働

- ・ 地域活動団体への支援
- ・ 社会福祉法人の地域公益事業の推進

事業4 災害時における地域の支え合いの推進

- ・ 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者増に向けた取組の充実 ほか
- ・ 災害ボランティアセンターの機能強化
- ・ 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実

<主な取組>

No. 1	事業1 地域における支え合い・助け合いの推進	担当
	地域支え合いの仕組みづくり事業の推進	在宅医療・生活支援センター
7年度 取組 成果	地域が抱える生活課題の解決に住民や関係機関と共に取り組む地域福祉コーディネーターが受け付けた新規相談件数は236件でした。その他、高齢者の孤立や障害者の社会参加など、地域の課題や困りごとを住民や地域団体等から聞き取り、地域の特性やニーズに合わせた住民主体の地域づくりを支援しました。 高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の関係機関による重層的支援会議を6回開催しました。会議では、プロジェクトチームを設置し、分野を問わない相談への対応策や地域の居場所がつながり互いに協力できる体制づくりについて、現状の課題を把握し、解決策について協議を行いました。 ○地域福祉コーディネーターの相談受付件数 236件（6年度230件 5年度177件）	
課題の 分析	地域福祉コーディネーターが受け付けた相談件数は236件となり、計画値である285件には至りませんでした。地域福祉コーディネーターの活動状況を確認すると、相談対応等を契機として、地域課題の解決に向けた居場所づくりや住民同士の話し合いの場の創設に係る活動が、昨年度と比較して増加していることが確認できました。相談件数については、前年度と概ね同水準で推移したものの、地域住民等と連携した活動の比重が高まり、地域ニーズに応じた新たな場や活動の創設につながったことは、本事業の成果であると考えられます。	

No. 2	事業1 地域における支え合い・助け合いの推進	担当
	住民参加の助け合い活動の推進（ささえあいサービス）	杉並区社会福祉協議会
7年度 取組 成果	高齢者等の日常生活支援では、令和7年10月から、単発の「ちょこっとお助けサービス」を本格実施しました。このサービスの導入は、生活の困りごとへの対応のみならず、多くの区民に参加を呼びかけ、利用会員の「少しでも手伝ってほしい」というニーズと、協力会員の「ちょっとしたことならお手伝いができる」という活動希望をそれぞれつなぎ、地域のささえあいの関係づくりの裾野を広げました	
課題の 分析	高齢者を取り巻く生活環境や家族構成の変化に伴い、在宅生活における支援ニーズは多様化しています。特に、独居高齢者や高齢者のみの世帯が増える中、日常生活上のさまざまな困りごとへの支援が求められています。 一方で、協力会員の確保や高齢化も課題となっています。今後は、多様化するニーズに対応しながら、協力会員を確保し、関係機関や地域との連携を図ることで、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を続けられる支援体制を整えていく必要があります。	

No. 3	事業1 地域における支え合い・助け合いの推進	担当
	地域支援ネットワークの推進	杉並区社会福祉協議会
7年度 取組 成果	きずなサロンをはじめ、住民が主体となって地域の課題への解決に向けて取り組む活動の支援を行いました。また、地域、生活課題へのアプローチとして、日常生活支援圏域（ケア24圏域に準ずる）の7圏域に地区担当職員を配置し、地域活動団体や関係機関へのアウトリーチを行い、関係を深めました。 子ども食堂（地域食堂）等への支援では、子ども食堂ネットワークの各地区担当の食堂運営者とともに、連絡会や勉強会を開催し、子ども食堂の自立に向けた支援とネットワークの強化に取り組みました。また、各子ども食堂の運営状況や課題、ニーズの把握に努め、適切な運営支援や子ども食堂を必要としている人につなぎました。 ○子ども食堂数42カ所（パントリー4カ所含む） 立ち上げ相談9件 寄付等の橋渡し111件	
課題の 分析	地域では、近所同士で声をかけ合ったり、世代を超えて交流したりする機会が少なくなっています。きずなサロンなど住民主体の活動を支援し、地区担当職員が地域に出向いて関係づくりを進めていますが、活動する人や参加する人が限られ、地域全体でつながりにくいことが課題となっています。身近な地域で、日頃から支え合える関係が作れる場を増やしていく必要があります。 子ども食堂は42か所まで広がり、寄附の橋渡しなど支援も増えていきます。今後は、運営者の負担や食材・人手の確保など、活動を続ける上での課題もあります。今後は、子ども食堂同士や地域とのつながりを強め、必要な人に支援が届きやすい仕組みを整えるとともに、食材や物品などの支援を受けることが当たり前にならないよう、支援する側とされる側がともに地域を支える関係づくりを進めていくことが課題となっています。	

No. 4	事業1 地域における支え合い・助け合いの推進	担当
	生活支援体制整備事業の推進	高齢者在宅支援課
7年度 取組 成果	第1層協議体の部会として令和7年度に新たに発足した「移動を考える会」において、高齢者の移動の課題に対して区内での取組状況を共有しつつ、今後の対応策について意見交換を行いました。また、久我山都営住宅での買い物・外出支援トライアル企画を実施しており、この取組は、令和8年度も継続していきます。 第2層協議体では、活動者向けの勉強会を7月に開催し、運営に関する課題を共有することで一層の理解が深まりました。また、9月に開催した居場所づくり講座では、講座の終了後に活動者同士が交流し、新たな企画について検討するなど活動の充実が図られました。 生活支援体制整備事業について、事業の方針（①居場所への支援②外出支援③担い手発掘・養成）を改めて共有することで、第1層コーディネーターと第2層コーディネーターの具体的な業務をわかりやすく示すことができました。 ○第2層協議体設置数 54組織 （6年度56組織 5年度60組織）	
課題の 分析	事業方針の一つである外出支援は、高齢者が自分らしく活動を続けるためには、できる限り行きたい場所へ長く通い続けられることが大切です。令和7年度の「移動を考える会」では車両による移動支援を中心に検討しましたが、令和8年度は通いの場へ通えなくなった時の対応（徒歩による外出支援）に重点を置いて、アンケートを実施するとともに、その対策を検討していきます。 地域活動団体の担い手不足によるサービス低下が課題であるため、プレシニア（50歳～64歳）に向けて地域活動への参加を促すイベント「地域デビューイベント」を令和8年度は井草地域で開催する等、地域づくりの担い手の養成及び活動とのマッチングに取り組んでいきます。 区内では54組織の第2層協議体が活動していますが、共通した課題として「担い手確保の難しさ」や「モチベーションの低下」「活動の周知の難しさ」等が挙げられています。そこで、第2層協議体を運営する中での課題を共有し、活動を楽しく、効果的に続けていくため方策を第1層、第2層コーディネーターを交えて検討し、第2層協議体の取組を支援していきます。	

No. 5	事業2 地域の見守り体制の充実	担当
	たすけあいネットワーク（地域の日）の実施 高齢者安心コールの実施 ICTを活用した高齢者在宅サービスの実施 安心おたっしや訪問	高齢者在宅支援課
7年度 取組 成果	高齢者緊急通報システムや高齢者安心コールについて、広報すぎなみ（全戸配布の8月15日号）への紹介記事の掲載や、たすけあいシンポジウムなどのイベント時や高齢者宅を訪問するおたっしや訪問などでチラシを配布する等の周知に努めました。緊急通報システム利用者は1,383世帯、安心コール利用者は132世帯、火災安全器具の設置は20台、合計1,535件となり、令和6年度の1,534件と同規模でした。これらの取組により、支援を必要とする高齢者が地域で安心して生活できるよう、支援が着実に推進されています。 また、75歳以上の高齢者で介護保険などの公的サービスを受けていない区民（8,756人）を対象に、ケア24職員、民生委員、区職員が自宅を訪問し、安否確認や生活状況の把握を行い、必要な支援につなげました。 ○緊急通報システム、火災安全器具給付、安心コールそれぞれの利用世帯数の合計 1,535世帯（6年度1,534世帯、5年度1,487世帯） ○おたっしや訪問により支援※につながった人数（延べ人数）367人（6年度393人、5年度350人） ※介護給付、予防給付、地域の日、緊急通報システム、地域の手（災害時支援計画）、安心コールなど	
課題の 分析	高齢者のみの世帯数の増加に伴い、急病時における対応や見守り、孤立死予防が求められています。緊急通報システムや安心コールはその備えになる事業です。令和8年度からは、見守りキーホルダー事業を開始し、見守りサービスの選択肢を増やすこととしました。また、認知機能の低下した高齢者のみ世帯を対象とした火災安全器具の給付事業は、高齢者を火災から守る事業です。これらのサービスを必要とする高齢者のみの世帯に対して、より一層効果的な周知活動を行っていきます。	

No. 6	事業3 地域活動団体等との協働	担当
	地域活動団体への支援	地域課
7年度 取組 成果	加入促進やコミュニティ活動の活性化を図るため、町会等の事業に対し、「まちの絆向上事業助成」として19団体・21件（令和6年度比2件増）の事業へ助成を行いました。また、町会・自治会専用掲示板の設置等については、53基（同5基増）に対し589万円（同130万円増）の助成を行いました。 あわせて、新たに「マンション向け町会・自治会案内リーフレット」を作成し、区転入者への配布のほか、イベント等を通じて周知を図りました。 さらに、町会・自治会が抱える課題解決に向け、ノウハウを持つ専門家によるサポートやアドバイスをを行う「町会・自治会もう一步すすめ隊」事業では、新規相談を3件受け付け、そのうちデジタル化支援を行った1団体について電子回覧板の運用につなげました。加えて、令和6年度に受け付けたイベント実施に関する相談についても支援を継続し、3団体のイベント開催につなげました。 また、地域区民センター協議会における地域住民との交流促進を図る講座や、地域団体との協働事業の実施を支援するため、4,737万円の補助を行いました。 ○地域住民活動の支援にかかる事業総数(まちの絆向上事業助成件数) 21件 6年度19件 5年度13件)	
課題の 分析	これまで、まちの絆向上事業助成等の従来の支援に加え、町会・自治会の困りごと等を解決するための伴走型支援を行う「町会・自治会もう一步すすめ隊」事業等により、加入者の減少や担い手不足といった課題の解決に取り組んできました。しかしながら、役員の高齢化の進行等により、これらの課題は依然として解決に至っておらず、活動基盤が弱まりつつある状況です。 このため、今後は従来の取組に加え、昨年度より着手したマンション対策を強化していくとともに、町会・自治会活動の効率化や役員の負担軽減、若い世代の参加促進にも資するデジタル化を推進していくことで、諸課題の解決を図っていきます。	

No. 7	事業3 地域活動団体等との協働	担当
	社会福祉法人の地域公益事業の推進	杉並区社会福祉協議会
7年度 取組 成果	子ども、障害児・者、高齢者及び生活困窮者等を支援する区内の社会福祉法人による地域公益活動の推進を図るため、「杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会」の事務局を担い、福祉人材の確保やハラスメント対策など、会員法人に共通する課題について情報共有や研修を実施するとともに、法人間の連携強化に取り組みました。	
課題の 分析	連絡会参加法人における取組として、出前講座・専門講座への専門職の派遣、物品・スペースの貸出等をホームページに掲載し実施していますが、全体での地域公益活動の具体的な取組までには至っていません。 研修会や意見交換会を通じて、多様な領域のサービスを実施している法人同士の関係をつなぐように企画していますが、今後も連絡会参加法人のネットワーク強化を図る取組を重点化して実施していきます。	

No. 8	事業4 災害時における地域の支え合いの推進	担当
	地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者増に向けた取組の充実 震災救援所の要配慮者への対応強化 福祉救援所の充実 民間事業者との連携強化 震災救援所の運営に関するデジタル化 災害時要配慮者の避難場所の確保等	保健福祉部管理課 防災課
7年度 取組 成果	「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」については、登録者数の増に向けて、避難行動要支援者名簿登録者のうち、「地域の手」未登録者への登録勧奨を行ったほか、広報紙や区ホームページへの掲載、福祉関係事業者による対象者への直接の働きかけの依頼など、様々な手段で制度の周知を図りました。同制度の個別避難支援プランの作成推進については、主な作成者である民生委員・児童委員の負担軽減を図るため、運用の見直し等を行う「プランに関する検討会」を3回開催し、改善に努めました。 また、災害時要配慮者の避難先を確保するため、新たに民間福祉施設3所との間で福祉救援所開設の協定を締結するとともに、東京都助産師会新宿・中野・杉並地区分会と災害時における妊産婦及び乳幼児の支援に関する協定を締結し、災害時の受入体制の拡充を図りました。 さらに、災害ボランティアネットワーク、地域包括支援センター（ケア24）、障害者地域相談支援センター（すまいる）、介護保険サービス事業者などでの会議や民間福祉施設での福祉救援所訓練に参加することにより、情報や課題の共有が図られ、連携を深めることができました。 ○避難行動要支援者名簿登録者数 34,475人（6年度34,470人 5年度33,470人） ○地域のたすけあいネットワーク ・登録者数 10,535人（6年度10,600人 5年度10,698人） ・新規登録者 1,328人（6年度 1,432人 5年度 1,705人） ・登録率 30.5%（6年度 30.7% 5年度 31.3%） 震災救援所に避難が見込まれる区民（想定10万4千人）が、災害発生後3日間を乗り切るための食料を備蓄するため、令和7年度に0.2日分を確保し3日分の備蓄を完了させました。また、全震災救援所に避難所生活の環境改善のためにトイレ用収便袋（累計10,500枚）等を追加備蓄するとともに、新たに暑熱対策として各500個のネッククーラーを配備するなど災害備蓄品の充実を図りました。 震災救援所運営のデジタル化については、備蓄品管理に際して、これまでの紙による複雑な台帳管理を解消するため、災害備蓄品管理システムを導入しました。また、LINEを活用した避難者受付システムの導入に向け、システムの構築作業を行いました。	
課題の 分析	「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」の新規登録者数は、令和5年度は能登半島地震の発生直後ということもあり、目標を達成しましたが、令和7年度は、令和6年度に引き続き目標達成には至りませんでした。これは、一般的に言われている発災から時間の経過とともに災害に備える社会全体の意識低下などが考えられます。 また、登録者数も目標値を下回っていますが、これは、死亡や転出、施設入所などの理由による抹消件数が当初の見込みよりも多かったことが要因となっています。 「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」制度の周知については、引き続き定期的な広報や登録勧奨、福祉事業関係者（ケア24、ケアマネジャー、相談支援専門員等）からの個別の働きかけに加えて、関連するイベント等に出向き、参加者に直接登録の呼びかけ等を行い、登録者の増加に努める必要があります。 「避難行動要支援者名簿」の登録者数は、計画値に至っていないものの、社会状況の変化に伴い対象者が年々増加しており、この10年間で26,259人（平成28年3月）から34,475人と、約1.3倍になっています。 「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は区で定めていますが、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」発足時に定めた対象範囲を引用して以来、変更は行っていない。避難行動に対する支援が真に必要な者を名簿から適切に抽出し、優先的に支援を行えるようにするため、対象範囲の見直しを検討する必要があります。	

No. 9	事業4 災害時における地域の支え合いの推進	担当
	災害ボランティアセンターの機能強化	杉並区社会福祉協議会
6年度 取組 成果	大規模災害時における災害ボランティアセンター運営および住民支援の充実を図るため、新たに災害支援の専門家とアドバイザー契約を締結し、専門的見地からの助言を受けながら体制整備を進めました。その助言をもとに、災害ボランティアセンターの迅速かつ効率的な運営を目指し、デジタルツールを活用した運営訓練を実施しました。災害ボランティアは復旧・復興の大きな力となるため、デジタルツールの活用を進めるとともに、効果的な支援を行うための拠点検討に取り組みました。	
課題の 分析	災害ボランティアセンターでは、災害時に効率的な支援体制を図るため、ウェルファーム杉並以外の拠点での開設も想定し、具体的な基盤整備をさらに進めてまいります。また区民や関係機関の協力者を増やすため、養成講座の開催やネットワークの充実を図り、平時からの連携体制を強化します。	

No. 10	事業4 災害時における地域の支え合いの推進	担当
	医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実	健康推進課
7年度 取組 成果	杉並区災害時透析医療救護体制について、透析患者へのパンフレット等の配布や関係機関への講演会を実施し制度の周知を図りました。また、区内透析医療機関同士の通信訓練を2回実施し、医療機関の連携を図ることで、より実行力のある体制にすることができました。杉並区災害時周産期医療救護体制については、杉並産婦人科医会と医療従事者の協力に関する協定を締結し、産科を標榜する病院への協力体制を構築することで、災害時に分娩対応が必要な妊婦の受入体制を強化することができました。また、熊本地震や能登半島地震では、災害関連死が災害直接死よりも多いことから、発災後早期から災害時要配慮者への支援が必要とされています。このため、東京都が開催した災害時要配慮者医療提供部会に3回参加し、各区市の取組等について情報共有を行うとともに、区の関係課等で支援のあり方について検討しました。	
課題の 分析	杉並区災害時透析医療救護体制については、透析患者への周知や透析医療機関の災害時訓練などを通じ、引き続きより実行性のある体制整備に努めていく必要があります。 杉並区災害時周産期医療救護体制については、医療従事者の協力体制を構築したことから、I P 無線を配備し訓練を実施していく必要があります。 また、災害時要配慮者への支援について引き続き東京都や区の関係課等で支援のあり方について検討し、支援体制を強化していく必要があります。	

施策2 自立し安心して暮らし続けられる支援の推進

＜施策の概要＞

目標	●複雑化・複合化する地域課題に適切に対応するため、より包括的な相談支援体制を構築していきます。 ●誰もが住み慣れた地域で、自分らしく自立して暮らし続けられるよう、成年後見制度等の権利擁護の仕組みや身近な地域で相談が受けられる体制の充実などを図ります。	
事業	1 成年後見制度等の利用促進 〈成年後見制度利用促進計画〉	5 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
	2 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	6 生活保護受給者等の支援
	3 身近な相談体制の充実	7 住宅確保要配慮者等の居住支援
	4 包括的相談支援体制の構築	8 再犯防止等の推進
		9 移動のための支援の充実

＜施策指標＞

No.	指標名	実績				計画
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度
1	地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合	27.2%	27.4%	29.4%	31.2%	60%
2	成年後見制度の利用者数	1,020人	971人	948人	947人	1,200人

＜施策の取組状況＞

成年後見センターにおける相談対応(5,452件)や成年後見制度利用促進協議会の開催を通じて、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用促進を図るとともに、「子どもの権利に関する条例」の施行や子どもの権利相談・救済窓口の開設など、一人ひとりの権利を守る取組を進めました。あわせて、制度の周知や相談機能の充実に取り組み、必要な人が適切な支援につながる環境整備を進めました。 また、包括的相談支援では396件の相談に対応し、支援会議を120回、地域ケア会議を164回開催するなど、複合的な課題を抱える世帯や制度の狭間の課題に対して、関係機関が連携した支援を推進しました。また、福祉なんでも相談や民生委員・児童委員活動を通じて、身近な地域における相談支援の充実を図りました。 生活困窮者やひきこもり等への支援については、令和7年8月にひきこもりの専門相談窓口「ゆるりと杉並」を開設し582件の相談に対応するとともに、居場所づくり事業や広域連携による取組を進めました。また、生活困窮世帯の子ども等を対象とした学習支援では、実施会場を拡充し、学習支援や居場所支援を通じて子どもの成長を支援しました。加えて、伴走型支援や就労支援等を通じて、一人ひとりの状況に応じた自立支援に取り組みました。
--

○令和7年度の主な取組（主要事業等）

- 事業1 成年後見制度等の利用促進〈成年後見制度利用促進計画〉
 - ・制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上 ほか
- 事業2 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止
 - ・配偶者・パートナーからの暴力対策の推進
 - ・子どもの権利擁護の推進
- 事業3 身近な相談愛誠の充実
 - ・民生委員・児童委員活動の推進
 - ・福祉なんでも相談の拡充
- 事業4 包括的相談支援体制の構築
 - ・包括的相談支援の推進
 - ・地域ケア会議の実施
- 事業5 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
 - ・生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション） ほか
- 事業7 住宅確保要配慮者等の居住支援
 - ・高齢者向け住宅確保及び居住継続支援 ほか
- 事業8 再犯防止等の推進
 - ・更生保護団体の活動の促進等 ほか
- 事業9 移動のための支援の充実
 - ・新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充

＜主な取組＞

事業 1 成年後見制度等の利用促進 《成年後見制度利用促進計画》	
担当 保健福祉部管理課	
計画 総括	成年後見センターの令和7年度の相談件数は、令和6年度と比較して8%増加しました。相談件数は毎年増傾向にあり、そのような中、法律・福祉の専門職による「専門相談」事業を活用することで、より専門的な相談対応や手続支援を実施することができました。 また、広報活動等による普及啓発に加え、杉並区成年後見制度利用促進協議会の取組に対する運営支援を行うことで、成年後見制度の利用促進と地域連携ネットワークの強化を図り、区民への制度の普及につなげました。 さらに、杉並社協が実施する地域福祉権利擁護事業に対して補助を行うとともに、成年後見人等への報酬負担が困難な区民に対し、報酬助成を実施することで、制度を利用しやすい環境の整備に努めました。 ○成年後見センター相談件数 5,452件（6年度 5,041件 5年度 4,343件） ○杉並社協地域福祉権利擁護事業相談件数 11,331件（6年度 11,659件 5年度 12,043件） ○福祉サービス利用援助事業の契約者数 185件（6年度 180件 5年度 191件）
課題の 分析	急速に進行する少子高齢化を背景に、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。また、認知症のある方や、親亡き後の知的障害のある方、精神障害のある方など、成年後見制度の利用を必要とする方の増加も見込まれています。 令和7年度に成年後見センターが実施した任意後見制度に関する講座には、多くの区民から応募があり、自身の将来や終活に対する関心の高さがうかがえました。 さらに、今後は民法改正に伴い成年後見制度の改正が控えており、制度内容の変更や利用ニーズの拡大が見込まれます。このため、関係機関との連携を一層強化するとともに、区民に対する制度の周知・啓発を推進していく必要があります。

事業 1 成年後見制度等の利用促進		担当
No. 1	制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上	高齢者在宅支援課、在宅医療・生活支援センター、障害者施策課、杉並区成年後見センター、杉並区社会福祉協議会、保健センター
取組 状況	成年後見制度の利用が検討される高齢者や障害者に関する関係機関のケースカンファレンスや、地域包括支援センター（ケア24）が開催する地域ケア会議に成年後見センター職員が参加し、実務者レベルでの連携強化を図りました（67回）。また、成年後見センターと杉並社協との業務連絡会を毎月開催し、個別ケースにおける課題の共有を行うとともに、杉並社協が実施する地域福祉権利擁護事業および成年後見制度の迅速かつ適切な利用の推進に努めました。 ○地域福祉権利擁護事業相談件数 11,331件（令和6年度11,659件）	

事業 1 成年後見制度等の利用促進		担当
No. 2	意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築	杉並区成年後見センター
取組 状況	相談者の主訴を的確に把握し、成年後見制度の利用の必要性を判断したうえで、本人との面談や関係機関・親族との連携、調整を行いながら、家庭裁判所への後見等開始申立てに至るまでの継続的な相談支援および手続支援を実施しました。相談件数は5,452件となり、前年度（令和6年度）から411件増加しました。一方で、新規相談者数は581人となり、前年度の608人から減少しました。令和7年度は、継続的かつ長期的な支援を要する事案が多かったことが特徴です。 また、成年後見制度の利用開始前後における区民等からの相談に対応するため、法律および福祉の専門職による「成年後見制度専門相談」を実施し、147件の相談を受けました（令和6年度166件）。利用手続支援については延べ2,293件実施し、前年度（令和6年度）の2,205件を上回りました。	

事業 1 成年後見制度等の利用促進		担当
No. 3	権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進	杉並区成年後見センター
取組 状況	地域連携ネットワークの中核機関として、関係機関との連携強化や、成年後見制度の利用を円滑に進めるため、杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催しました。令和6年度は「任意後見制度」をテーマに困難事例の検討（3件）と効果的な周知・普及について意見交換を行い、地域連携ネットワークにおける関係機関との連携を深めました。	

No. 4	事業2 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	担当
	配偶者・パートナーからの暴力対策の推進	杉並福祉事務所 区民生活部管理課
7年度 取組 成果	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談については、本庁及び福祉事務所に設置した配偶者暴力相談支援センターの機能整備を進めたことにより、DV被害者にとって身近で利用しやすい相談窓口として定着を図ることができました。また、ご本人からの相談に加え、子ども家庭支援センターや保健センターなどの行政機関、児童相談所、警察等との情報共有と連携を強化し、支援を必要とする方の早期把握につなげました。 相談支援においては、相談者の意思を尊重しながら丁寧な対応を行うとともに、必要に応じて緊急一時保護を実施し、相談者の安全確保を図りました。 さらに、避難後の自立に向けて、適切な施設への入所支援をはじめ、就労支援による経済的自立の促進や、同伴児童の転園・転校手続き、医療機関の受診支援などを行い、生活基盤の安定につなげました。 加えて、外国人相談者に対する通訳同行支援や、弁護士による法律相談などの協定に基づく支援を活用し、多様で複雑な課題の解決に取り組みました。相談体制の充実を図ることで、相談者が安心して自立した生活を送るための支援を推進しました。	
課題の 分析	令和7年度の母子・女性相談件数は延べ1,992件で、そのうち配偶者・パートナーからの暴力に関する相談は389件と全体の約2割となっています。一方、母子・女性緊急一時保護の実施件数33件のうち25件がDVによる避難であり、母子生活支援施設への新規入所11件のうち4件もDVを理由としたものであることから、DV被害者に対する安全確保や居住支援、自立支援のニーズは依然として高い状況にあります。 また、緊急一時保護を必要とする相談者の課題は、暴力被害にとどまらず、経済的困窮、住居の喪失や不安定な居住環境、性的搾取、子どもへの虐待など、多様かつ複合的な内容となっています。このため、相談者が抱える問題は複雑化・深刻化しており、包括的かつ継続的な支援体制の充実が求められています。 平成28年の配偶者暴力相談支援センター機能の整備以降、DV被害者への相談支援体制は着実に定着してきました。また、母子生活支援施設については、SNSやAIを通じて制度や施設を知り利用につながった事例も見られ、情報収集手段の多様化が支援制度の認知向上に寄与していると考えられます。 一方で、DVや生活困窮などの課題を抱えながらも相談に至っていない潜在的な支援対象者の存在が想定されます。特に、父子世帯からの相談は少ない状況にあり、配偶者暴力相談支援センターが父親からの相談にも対応していることについて、十分な周知が求められると認識しています。 今後は、配偶者暴力相談支援センターとして女性や母子世帯だけでなく父子世帯も含め、誰もが必要な支援にアクセスできる相談支援体制の構築を図ります。また、相談者の大半を占める女性や母子について、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を踏まえて相談支援を行い、関係機関や民間支援団体との連携をさらに強化するとともに、相談窓口の周知を充実させることで、支援を必要とする方の早期発見と適切な支援につなげていく必要があります。	

No. 6	事業2 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止	担当
	子どもの権利擁護の推進	子ども家庭部管理課
7年度 取組 成果	子どもの権利や条例の施行（令和7年4月1日）を広く周知するため、年齢に応じたリーフレットの作成・配布、区役所ロビー等でのパネル展示のほか、母子手帳等の保護者向け配布物への情報掲載や動画の放映など、多様な媒体を活用し継続的な啓発を行いました。 令和6年度に引き続き子どもワークショップ（計12回、延べ212名参加）を開催し、子どもの権利が守られた理想の学校や意見を聴く仕組み等について参加者が考え、区長等へ直接意見を伝えました。また、有識者の助言を踏まえ、職員が子どもの意見を施策に反映するための実務的な手引を作成しました。さらに職員研修を3回実施し、子どもの権利と子ども参画の意義について理解促進を図りました。 あわせて、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、子どもの権利救済委員3名を委嘱し、安心して相談できる体制を整えました。9月に子どもの権利相談・救済窓口を開設し、区内全児童・生徒への相談用のはがきを配布するとともに、12月に児童・生徒1人1台専用タブレット端末への相談窓口につながるアイコンを設置するなど周知を行い、3月末までに155件の新規相談を受け付けました。さらに、委員が子ども関係施設職員や保護者等を対象とした研修等（計17回、延べ627名参加）を行いました。	
課題の 分析	子どもの権利に関する条例の施行により、区における子どもの権利を保障する枠組みは整備されましたが、条例に基づく取組を継続し、実効性を高めていくことが重要です。そのためには、区が行う子どもの権利を保障する施策について、子ども等に意見を聞きながら実施状況を検証し、子どもの権利の保障の観点から改善を図ることが必要です。また、相談・救済窓口においては、引き続き認知向上に努めるとともに、子どもが安心・安全に相談できる独立した相談環境の確保に向けて検討を行います。 子どもワークショップは前年度参加者の意見を参考に、初めて平日の放課後に小学生と中学生・高校生世代の2部制で開催しましたが、既に部活動及び塾や習い事等の予定がある子どもが多く、前年度より開催回数は増加したものの、参加人数は減少しました。このことから、令和8年度は対面形式（子どもワークショップ）に加え、好きな場所や時間から意見を伝えることができる非対面形式（アンケート）の意見聴取（（仮称）ミライバ）を新たに実施します。 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進については、3年度毎に実施する「子どもと子育て家庭の実態調査」を令和8年度に行い、実態把握に努めます。	

No. 1	事業3 身近な相談体制の充実	担当
	民生委員・児童委員活動の充実	保健福祉部管理課
7年度 取組 成果	民生委員・児童委員に対する活動費や協議会への補助金の支給を通して委員活動を支援したほか、民生委員推薦会を開催し、民生委員・児童委員の確保につなげました。 令和7年度は、「安心おたっしや訪問」や「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」などの訪問事業を通じて地域住民が孤立しないよう取り組みました。また、同年度は一斉改選があり、多くの委員が新たに委嘱されました。新たに委嘱された委員が安心して活動できるよう、各種研修会を開催しました。 そのほか、令和7年度末から、新たに民生委員・児童委員へ活動用スマートフォンを貸与し、各種連絡の円滑化やプライバシーの保護を図りました。 ○民生委員・児童委員数（3月31日時点）353人（6年度379人 5年度380人） ○民生委員・児童委員が対応した相談・支援件数 3260件（6年度3590件 5年度3657件） ○委員定数充足率（3月31日時点） 7年度81.5%（6年度87.5% 5年度87.8%）	
課題の 分析	令和7年度は、12月1日付で委員の一斉改選があり、多くの委員が新たに委嘱された一方で、多くの委員が退任し、結果として現員数は一斉改選前より減少しました。杉並区の民生委員児童委員の定数433名に対し、現員数は353名、欠員は80名（令和8年3月31日現在）となっており、担い手不足が深刻化しています。 また、相談・支援件数については、前年度と比べて減少する結果となりました。これは一斉改選に伴う委員の入れ替わりにより新任委員の活動立ち上がりに時間を要したことや、欠員が生じたことなどが要因と考えられます。こうした状況は、担い手不足や委員の負担増とも相まって、地域における見守り・相談支援機能の低下につながる恐れがあります。 欠員の増加により、他の委員の負担増や、支援が行き届かない区民の発生が懸念されます。欠員解消に向けて、区では引き続き、民生委員児童委員の活動の周知を図るとともに、現在の主な推薦母体である町会・自治会以外の推薦先の開拓など、担い手確保に向けた取組を進める必要があります。 また、現任委員の負担軽減と継続率向上を図るため、今年度新たに導入した民生委員協力員制度の活用や、令和7年度末から全委員に貸与したスマートフォンの有効活用を通じて、活動の補助体制の強化と事務・連絡調整の効率化、さらにはプライバシー保護の徹底を進める必要があります。スマートフォンの活用により、プライバシーを確保しながら相談しやすい環境の整備を進め、今後の相談・支援活動の活性化を図ります。	

No. 7	事業3 身近な相談体制の充実	担当
	福祉なんでも相談の拡充	杉並社会福祉協議会
7年度 取組 成果	職員が地域に出向く機会を活かし、地域の福祉課題の把握に努めるとともに、地域で暮らしづづける方支えるために、相談事業を実施しました。また、地域の身近な場所で気軽に相談できる環境を整え、潜在的な生活課題の早期把握と支援につなげるため、出張相談会を行いました。 ○制度・サービスの狭間の相談受付、伴奏支援 相談受付件数 565件（6年度625件） ○地域区民センター当への出張相談会 地域区民センターまつり、コミュニティふらっとまつり、ゆうゆう館、きずなサロン、地域活動の場等で実施	
課題の 分析	生活上の困りごとを抱えていても、どこに相談したらよいか分からない、制度やサービスにつながりにくいなどの人もいることから、身近な場所で気軽に相談できる機会をつくり、「福祉なんでも相談」や出張相談会を実施しました。相談受付は565件となり、制度やサービスの狭間にある相談にも対応しています。 一方で、相談窓口を自ら訪れることが難しく、困りごとを抱えたまま生活している人をどのように把握し、早期に支援につなげるかが課題となっています。今後も地域の行事や活動の場など、職員が地域に出向く機会を相談のきっかけとして活かし、何気ない会話から困りごとを見つけ、必要な支援につなげていくことが、より重要となっていきます。	

No. 8	事業4 包括的相談支援体制の構築	担当
	包括的相談支援の推進	在宅医療・生活支援センター
7年度 取組 成果	在宅医療・生活支援センターでは、ケア24や保健センターなどの相談機関から複合的な課題を抱える世帯及び高齢者虐待に関する相談を396件受け付けた上で、相談機関のほか精神科医や弁護士等の専門支援員が参加する支援会議を120回開催し、支援内容等を検討しました。 また、困難事例及び高齢者虐待に関する研修を7回実施し、職員の相談・支援における対応力向上を図るとともに、高齢者虐待防止関係機関連絡会議を開催し、区の虐待対応について情報共有を行い、相互の連携を強化しました。そのほか、高齢者虐待の防止等に向けて、介護者等のこころのセルフケアに関する講演会を開催しました ○各相談機関から在宅医療・生活支援センターへの相談件数 396件（6年度408件 5年度451件） ○支援会議の開催回数 120回（6年度124回 5年度144回）	
課題の 分析	既存の制度の対象となりにくく、複合的な課題を抱える世帯を包括的に支援する体制を整えるため、相談機関間のさらなる連携強化を図る必要があります。 令和7年度におけるケア24や保健センターからの相談件数は396件となり、計画値に達しませんでした。近年おおむね400件前後で推移しており、一定のニーズには対応できているものと考えられます。 今後も包括的な相談支援体制を確保するため、相談機関へ支援会議の活用についての周知を引き続き行うとともに、相談機関が多様な生活課題を抱える区民への支援ができるように、支援会議において専門支援員の助言が十分受けられるような環境を維持していく必要があります。	

No. 9	事業4 包括的相談支援体制の構築	担当
	地域ケア会議の実施	高齢者在宅支援課
7年度 取組 成果	ケア24毎に開催する地域ケア会議は、164回開催しており、個別ケースの課題解決を図るとともに、共通する地域課題の検討を行い、高齢者の見守りや支えあいの体制を構築しました。地域ケア個別会議では、高齢者の身寄りのない社会的孤立や、支援拒否等の困難ケースを検討しました。 各ケア24管轄の介護支援専門員の支援については、情報共有や事例検討会を実施し、連携を強化しながら、ケアマネジメント力の向上を図りました。また、地域の見守り体制を構築するために、安心協力員と連携し、たすけあいネットワークの全体連絡会を年に1回、地域連絡会を各ケア24において年6回程度実施しました	
課題の 分析	ケア24は、地域ケア会議の開催を通して、個別の事例検討や地域課題を検討する中で、地域高齢者の生活を支えるネットワークの構築を図ることができていますが、社会的に介護支援専門員の人材不足や、複合的な課題を持った世帯の支援が課題であり、管轄内の介護支援員同士のネットワークの構築とスキルアップ支援が必要なことから、障害や医療等の他分野との円滑な連携が図られるように助言や支援を継続していきます。 また、たすけあいネットワーク（地域の目）の個別の見守りは抵抗感のある人が増えていたことが減少傾向の一因であるため、あんしん協力機関の登録の推進や早期にケア24に相談が入るよう「ゆるやかな見守り」の取組や見守りキーホルダーなど新規事業の検討を進めることで、関係機関と緊急時に速やかに連携が図れるようにしていきます。	

事業5 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実		担当																
No. 10	生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション） 子どもの学習支援事業の実施	杉並福祉事務所																
7年度 取組 成果	令和7年8月に専門相談窓口「ゆるりと杉並」を開設し、582件（ひきこもり当事者の実人数118人）の相談を受けました。その内訳は非対面形式の相談が大半を占めており、電話367件、LINE116件、メール52件でした。一方で、予約を伴う対面相談は44件、オンライン（映像）相談は3件でした。 また、当事者及びその家族に安心できる居場所を提供し、懇談等を通じて社会との関係を回復する機会を設けることを目的として、居場所づくり事業を17回開催（特別企画として実施した「メンズ会」を含む）し、延べ97人（内、ひきこもり当事者67人、家族22人、支援者等8人）が参加しました。さらに、都内9自治体との域連携事業として開催した「ひきこもり女子会」には56人の参加があり、当事者がその人なりに社会復帰を目指すことを支援しました。 啓発活動として、事業開始を記念した講演会（1回）やサポーター養成講座（3回）、パネル展示（延べ4日間）を実施し、ひきこもりに関する正しい知識の普及と理解促進を図りました。 自立相談支援事業では、出張相談や該当相談当のアウトリーチの取組を充実させ、伴奏型の相談活動を通じた支援プランの策定や就労支援を行いました。 <table><tr><td>○自立相談支援機関での相談件数</td><td>12,734件</td><td>（6年度10,782件</td><td>5年度14,443件）</td></tr><tr><td>○相談者に係る支援プラン作成件数</td><td>478件</td><td>（6年度</td><td>449件 5年度 472件）</td></tr><tr><td>○自立相談支援実施後の新規就労者数</td><td>55人</td><td>（6年度</td><td>71人 5年度 78人）</td></tr><tr><td>○増収者数自立相談支援により収入が増収となった者</td><td>35人</td><td>（6年度</td><td>54人 5年度 107人）</td></tr></table> 子どもの学習等支援事業では、生活困窮世帯の子どものほか、不登校などで学習困難な状況にある子どもを対象に、学習支援や社会性の獲得に向けた支援を実施しました。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター職員をはじめ、教育・子ども分野の関係者との連携を図るとともに、実施会場を1か所から3か所に拡充しました。このことに伴い、参加者は延べ1,790人、登録者は97人となり、令和6年度と比較し、参加者は609人、登録者は49人の増となりました。 学習支援の取組では、定期試験対策や高校受験対策に力を入れた結果、令和7年度も参加者全員が高校等への進学を果たすことができました。また、居場所の取組では、様々な遊びや多世代との交流を通じて「また来たい場所」「また会いたい仲間」という気持ちを育み、自己肯定感を高めるなど、社会性の向上につながる支援を行いました。		○自立相談支援機関での相談件数	12,734件	（6年度10,782件	5年度14,443件）	○相談者に係る支援プラン作成件数	478件	（6年度	449件 5年度 472件）	○自立相談支援実施後の新規就労者数	55人	（6年度	71人 5年度 78人）	○増収者数自立相談支援により収入が増収となった者	35人	（6年度	54人 5年度 107人）
	○自立相談支援機関での相談件数	12,734件	（6年度10,782件	5年度14,443件）														
○相談者に係る支援プラン作成件数	478件	（6年度	449件 5年度 472件）															
○自立相談支援実施後の新規就労者数	55人	（6年度	71人 5年度 78人）															
○増収者数自立相談支援により収入が増収となった者	35人	（6年度	54人 5年度 107人）															
課題の 分析	事業対象である区内のひきこもり当事者数は、内閣府が実施した「ひきこもりに関する実態調査」（令和4年度実施／5年度公表）のひきこもり出現率を基に推計しており、約7,000～8,000人を見込んでいます。 一方で、相談につながっている当事者数は、この推計と比較すると少ない状況です。今後も事業の周知をねるとともに、悩んでいる当事者や家族に届く効果的なアプローチを検討していく必要があります。																	

No. 11	事業7 住宅確保要配慮者等の居住支援	担当
	高齢者向け住宅確保及び居住継続支援 子育て世帯向け住宅確保及び居住継続支援	住宅課
7年度 取組 成果	居住支援協議会、居住支援法人、区の福祉関係部署等と連携して住宅確保要配慮者の居住支援に取り組むとともに、セーフティネット住宅の登録促進のため、物件所有者向けのセミナー等を開催し、住宅セーフティネット制度の周知、利用促進を図りました。 セーフティネット専用住宅の登録については、物件所有者向けセミナー等の実施を通じて制度周知に取り組んだものの、入居者の孤独死や家賃滞納、残置物処理等に対する物件所有者側の不安もあり、登録件数は目標の達成には至りませんでした。家賃低廉化補助については、計20件の補助を行い、住宅確保要配慮者が低廉な家賃で入居できるよう支援しました。 また、区営住宅の優遇抽選枠に申込みを行ったものの入居に至らなかったひとり親世帯および多子世帯に対する家賃助成や住宅確保要配慮者の家賃負担の軽減や住環境の改善を図るための転居費用助成を令和7年度から開始し、家賃助成を17件、転居費用助成を11件（単身世帯9件、複数世帯2件）実施することで居住の安定確保を図りました。	
課題の 分析	住宅に困窮する方の居住の受け皿として、区営住宅をはじめとした公営住宅がありますが、全員が入居できる状況ではないため、民間の住宅ストックを活用した住宅確保要配慮者の居住支援を進めていく必要があります。 とりわけ高齢者については、単身世帯が増加しているとともに、孤独死や残置物処理への懸念などにより、民間賃貸住宅への入居が円滑に進まない状況が生じていることから、高齢者の安定した住まいの確保に向け限りある財源の中で重点的に取組んでいく必要があります。 また、セーフティネット専用住宅の登録数が計画値に達していない要因としては、孤独死や残置物処理への懸念など、物件所有者等の不安が十分に解消されていないことに加え、制度の認知・理解が十分に浸透していないことが挙げられます。そのため、今後は、物件所有者等の不安を軽減するための取組について居住支援協議会と連携しながら具体的な支援策を検討するとともに、物件所有者等に対し、住宅セーフティネット制度をはじめ、家賃低廉化補助や転居費用助成について対面等による直接的な周知を強化し、制度の理解を広めることでセーフティネット専用住宅の登録促進を図ることが重要です。 家賃助成については、前年度に区営住宅の優遇抽選に落選したひとり親世帯及び多子世帯を対象に、住宅に限らず生活全般の困りごとについて丁寧に関わり合いを行い、福祉や子育てに関する情報提供等を行うなど、経済的な支援のみならず、生活基盤の安定に向けた支援を行う必要があります。	

No. 12	事業8 再犯防止等の推進	担当
	更生保護団体等の活動の促進等 更生保護サポートセンターの移転・運営支援 再犯防止に関する普及・啓発活動の推進	保健福祉部管理課
7年度 取組 成果	更生保護団体、教育委員会、区議会、警察署、防犯、青少年育成団体等関係団体と「社会を明るくする運動杉並区推進委員会」を組織し、主要行事「ひまわりフェスタ」を、昨年度同様セシオン杉並で開催（約500人来場）するとともに、ひまわりフェスタプレイベントとして区役所ロビー展（約466人来場）の実施や、駅頭広報活動を実施（98人参加。3駅での実施）するなど、再犯防止や更生保護に関する普及・啓発を進めることができました。また、更生保護活動の中心的な役割を担う杉並区保護司会の活動費の一部助成や、杉並区更生保護サポートセンターの設置場所を提供することで、区内の更生保護活動を支援し、その充実を図りました。 ○社会を明るくする運動主要行事参加者数598人（6年度611人 5年度1,780人） ○杉並区再犯者率（検挙者数に占める再犯者数の割合） 6年41.4%（5年46% 4年48.4%） ※毎年12月頃前年分の数値が提供される	
課題の 分析	杉並区再犯者率（検挙者数に占める再犯者数の割合）は、前年に続き若干の減少となりました。しかし、依然として4割以上の数値で推移しているため、罪を犯した人が再び犯罪に手を染めることがないよう、その立ち直りを支援する保護司の活動は益々重要になっています。 一方、更生保護活動の中心的役割を担う保護司数は、高齢化等による減少傾向が続いており、一昨年起こった保護司殺害事件がその傾向に拍車をかけるのではないかと懸念されます。今後も保護司会をはじめとする更生保護団体に対する継続的な支援が必要です。また、更生保護ボランティアの存在や更生保護活動、再犯防止の取組について広く周知するため、より一層の普及・啓発活動を進めることが必要です。	

	事業9 異動のための支援の充実	担当
No. 12	新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充	都市整備部管理課
7年度 取組 成果	令和7年1月から開始した杉並区産MaaS「ちかくも」の実証実験については、一部のバスの現在地情報の掲載やシェアサイクルの予約連携などの機能拡充を行うとともに、ユーザー登録不要で利用できるよう機能改修を行うなど利便性の向上を図りました。これにより、令和7年度末時点の利用者数は約3,900人（令和6年度末比約3,000人増）となりました。 また、令和7年1月から交通不便解消を目的に堀ノ内・松ノ木地区で実証運行を開始したAIオンデマンド交通（区営乗合タクシー）については、運行区域内への周知チラシの配布や高齢者・子育て世帯等の移動をためらう方々への周知活動により、導入当初は2.13人/日だった利用者が、令和8年3月には、19.4人/日となるなど、利用者が増加し、実証運行開始からの累計利用者数は、5,442人となりました。 自動運転に関しては、バス運転士不足への対策の一つとして、区における自動運転技術の活用可能性について区の地域特性などを踏まえた自動運転移動サービス導入案を作成し、今後の自動運転導入の検討を進めました。	
課題の 分析	新たな移動価値を創出する杉並区産MaaS「ちかくも」は、利便性を向上させる様々なサービス改善を行ってきましたが、利用者数が多くはないことから、「ちかくも」の本来の目的である新たな外出機会・目的の創出につながっているか検証することが課題です。おでかけのきっかけとなる地域のイベント情報等の拡充も続けながら、利用規模の拡大に向けて、認知度をより一層高めるための周知啓発が必要です。 AIオンデマンド交通は、移動をためらう高齢者、子育て世帯、障害者等の移動の選択肢を拡充する取組として、令和7年1月から実証運行していますが、現時点で効果検証を行うためのデータが十分に取得できていない状況です。高齢者や子育て世代に向けた効果的な周知活動等を行った上で、多くの人に利用してもらい、今後の本格導入に向けた検討に必要なデータの充実が必要です。 南北バス「すぎ丸」は、南北移動の不便解消や地域交通の利便性向上を主な目的に、現在3路線で運行をしていますが、運行経費の増加や、バス事業者から深刻な運転手不足を理由にした運行計画変更の要望があり、持続可能な運行に課題があります。令和6年に運転手不足によるさくら路線の運行事業者撤退の申し入れがあり、令和7年度はさくら路線存続のための検討を進めてきました。 活動指標の交通関連協議会等開催数は議題等をまとめたことにより達成率は高くないですが、区と交通関係事業者等とで必要な意見交換・情報交換は実施していました。引き続き、杉並区地域公共交通計画に位置付けたすぎ丸の運行計画や運賃改定を含めたすぎ丸のあり方検討や、令和9年4月のさくら路線事業者変更に向けた体制確保等について、事業者と検討・調整していくことが必要です。また、持続可能な地域公共交通環境を実現するため、新しい技術の導入も視野に、自動運転技術の活用の検討を進めていく必要があります。	

施策3 地域福祉の基盤整備

＜施策の概要＞

目標	●地域福祉を推進するための環境を整えるため、誰もが気軽に集える場の整備をはじめ、地域福祉における担い手の育成や福祉サービスの質の向上を図るなどの取組を推進します。 ●国籍や性別、年齢の違いや障害の有無などに関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現するため、人と人との相互理解と支え合いによる、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。	
事業	1 気軽に集い交流できる場の充実	4 保健福祉サービスの質の向上
	2 情報発信の強化及び情報格差の解消	5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
	3 地域福祉の担い手の育成・支援	

＜施策指標＞

No.	指標名	実績				計画
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R9年度
1	第三者評価受審件数	102件	83件	107件	103件	128件
2	地域の集いの場等の実施団体数	349団体	415団体	432団体	433団体	400団体

＜施策の取組状況＞

子どもから高齢者まで誰もが地域の中で気軽に集い交流できる場の充実に向けて、きずなサロンの活動支援や新たに3校で小学生の放課後等居場所事業を開始したほか、児童館の機能強化や中・高校生機能優先児童館の整備など、今後の子どもの居場所づくりの取組の具体化に向けた検討を行いました。 また、ボランティア活動に関する相談や講座の実施、災害ボランティアの養成、認知症サポーター養成講座の開催などを通じて、地域福祉を支える担い手の育成や活動支援に取り組みました。さらに、夏のボランティア体験プログラムの実施などを通じて、地域活動への参加のきっかけづくりを進めるとともに、地域福祉活動への理解促進や継続的な活動への参加につながる取組を進めました。 あわせて、障害・介護・保育分野における人材確保や育成への支援を進めたほか、施設のバリアフリー化や福祉教育の推進に取り組みました。また、共生社会しかけ隊による普及啓発や、障害当事者による施設及び移動経路の実地調査等を通じて、合理的配慮の理解促進とバリアフリー化に向けた取組を進めました。	
--	--

○令和7年度の主な取組（主要事業等）

- 事業1 気軽に集い交流できる場の充実
 - ・きずなサロンの支援事業の推進
 - ・乳幼児親子の居場所の実施、児童館の運営 ほか
- 事業3 地域福祉の担い手の育成・支援
 - ・ボランティア人材の育成及び研修事業の推進 ほか
 - ・災害ボランティアの養成
 - ・認知症サポーター等による認知症の理解促進
- 事業4 保健福祉サービスの質の向上
 - ・福祉サービス第三者評価の推進
 - ・障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進
 - ・介護人材の確保・定着
 - ・保育士等の処遇改善・人材確保支援
- 事業5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
 - ・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
 - ・福祉教育の推進
 - ・共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進

<主な取組>

No. 1	事業1 気軽に集い交流できる場の充実	担当
	きずなサロンの支援事業の推進	杉並区社会福祉協議会
7年度 取組 成果	きずなサロンの活動支援として、井草地区、堀ノ内地区の2地区で活動するサロン間交流会を実施し、サロン同士の連携を推進したほか、全体交流会・勉強会を実施しました。また、新たに子育てきずなサロン案内チラシを作成し、子ども関連機関へ配布するとともに、子育て世帯への支援につながる情報提供を行いました。 ○きずなサロン 46カ所（令和8年3月末） 立ち上げ5カ所 終了4カ所 延べ開催数 757回（6年度756回） 参加者数 10,762人（6年度10,871人）	
課題の 分析	地域の身近な交流の場として定着している一方で、参加者が固定化しやすく、子育て世帯や働く世代、地域との関わりが少ない人などの参加につながりにくい傾向があります。また、運営を担う人材の確保や負担の軽減、活動を継続するための支援も必要となっています。 交流の場で生まれる何気ない会話や気づきを、地域の困りごとの把握や必要な支援につなげることも重要です。サロン同士や地域の関係機関との連携を深め、交流の場を通じて住民同士のつながりを広げるとともに、地域の変化や課題を把握できる場としての機能を高めていくことが求められています。	

No. 2	事業1 気軽に集い交流できる場の充実	担当
	乳幼児親子の居場所の実施 児童館の運営 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実 中・高校生の新たな居場所の実施	児童青少年課
7年度 取組 成果	児童青少年センター、児童館及び子ども・子育てプラザにおける児童健全育成事業のほか、ゆうキッズ事業、地域子育てネットワーク事業を実施しました。 子どもの居場所づくりの取組では、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、児童館の機能強化、中・高校生機能優先児童館の整備、子ども・子育てプラザの運営の充実など、よりよい子どもの居場所づくりの具体化に向けて、課内検討組織において検討を進めました。また、中・高校生機能優先児童館の検討に当たっては、「杉並区中・高校生ワークショップ」を開催し、当事者である中・高校生の意見を聴きました。なお、上荻児童館については、旧若杉小学校跡地へ移転改築することとし、中・高校生機能優先児童館として整備するための準備を行いました。さらに、乳幼児親子の居場所の充実に向けた取組として、近隣に子ども・子育てプラザがない区南西部の児童館2館（高井戸児童館、宮前北児童館）における日曜開館の開始に向けた検討を行いました。 小学生の放課後等居場所事業は、令和7年4月から新たに杉並第三小学校、桃井第一小学校及び杏掛小学校で開始し、小学校全40校中20校での実施となりました。また、令和8年4月から9校で実施するための準備を進めました。	
課題の 分析	子どもを取り巻く環境の複雑化や居場所に対する多様なニーズに対応し、子どもの健全育成支援の充実を図っていくためには、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、すべての子どもが成長段階に応じて安心して過ごせる多様な居場所づくりの取組を強力に進めていく必要があります。 中・高校生機能優先館の設置を含む児童館の機能強化をはじめとした各種取組を令和9年度から順次実施するためには、令和7年度に実施した課内検討の結果を踏まえながら、当事者である子どもや地域の方への意見を丁寧に聴取し、具体的な内容の検討及び関係者間の調整を進める必要があります。 放課後等居場所事業については、地域団体等が類似事業（放課後子ども教室）を実施している一部の学校を除き、令和9年度までにすべての小学校に拡充することから、学校、関係団体、地域の方の事業への理解・協力に向けて、学校・地域への説明を丁寧に行っていく必要があります。	

No. 3	事業3 気軽に集い交流できる場の充実	担当
	ボランティア人材の育成及び研修事業の推進 ボランティアコーディネート事業の推進	杉並区社会福祉協議会
7年度 取組 成果	ボランティア活動に関する相談のほか、ボランティア活動を希望する個人・団体を必要としている方々へのコーディネート、ボランティア活動や団体を紹介、ボランティア活動を始めるきっかけとなるようなテーマでの講習会などを行いました。 ・ボランティア活動に関する相談 新規相談220件（6年度271件）。継続相談373件（6年度443件） ・「地域とつながろう講座～チャレンジ！ボランティア」の実施 3回 延べ88人参加 ・子どもから大人まで参加できる「夏のボランティア体験プログラム」の実施 施設プログラム（特養ホーム、デイサービス、保育園、障害者施設、きずなサロン、国際NGO） 参加者 延べ127人 体験プログラム（①手話で聴覚障害者と交流②点字で視覚障害者と交流） 参加者 延べ51人	
課題の 分析	昨今はボランティア情報をインターネットやSNSから手軽に収集することができるうえ、価値の多様化により、相談件数自体は減少傾向です。幅広い世代に対しボランティアの価値を伝える場面を増やし、単なる情報提供に留まらない専門職としてのアセスメントとコーディネートを活かした相談対応が求められます。夏のボランティア体験プログラムでは、参加動機は様々であり、参加へのモチベーションに個人差はありますが、体験を通じて一人ひとり学びや気づきが得られるような働きかけを協力機関と連携しながら行っていく予定です。	

No. 4	事業3 地域福祉の担い手の育成・支援	担当
	災害ボランティアの養成	杉並区社会福祉協議会
7年度 取組 成果	災害ボランティア講座や災害ボランティアセンターの周知により、区民の災害に対する知識向上、災害時のボランティア協力を呼びかけました。 ○災害ボランティアスキルアップ講座 参加者21名 ○区民向け講座 2回 多文化共生防災ワークショップ 参加者29名、初めての災害ボランティア講座 参加者21名 ○災害ボランティアセンターの周知PR 中学校・高校の防災授業で車いす操作訓練を実施（2校） 杉並区総合震災訓練に参加し、クイズ等を用いて周知	
課題の 分析	近年自然災害の発生により災害ボランティアへの注目度が高まっています。しかし、災害ボランティアセンターについては未だ十分には知られていません。そのため、災害ボランティアセンターの周知を行い、発災時に災害ボランティアセンターの運営に携われる人材の養成に力を入れていきます。また、災害時には特に要配慮者の困りごとが顕在化しやすいです。要配慮者への支援という点は災害ボランティアセンターが持たなければいけない重要な視点として、講座やワークショップのテーマに取り入れていきます。	

No. 5	事業3 地域福祉の担い手の育成・支援	担当
	認知症サポーター等による認知症の理解促進	高齢者在宅支援課
7年度 取組 成果	認知症の人やその家族を支援するチームオレンジの育成に取り組んだ結果、新たに3チームが組織され、区内20か所のケア24のうち18か所の設置となりました。既存のチームには活動状況の実地ヒアリング等を行い、活動の充実に向けた支援を行いました。 認知症ケア地域支援ネットワーク連絡会では、認知症サポート事業所、チームオレンジの合同で連絡会を開催し、チームオレンジ等の活動発表を行うとともに、グループワークでの相互交流や情報交換を行い、活動の活性化と連携の強化を図ることができました。 ○認知症サポーター養成講座開催回数 52回（6年度73回 5年度57回） ○認知症サポーター新規養成者数 1,277人（6年度1,678人 5年度1,548人）	
課題の 分析	認知症サポーターの養成については、学校関係の実施回数が減り、全体の実施回数と養成数が共に減少したため、今後も、教育委員会と連携を図り、学校関係の実施回数を増やしていくとともに、講座においては本人参画を進めていきます。 チームオレンジについては、令和8年度に新規2チーム（累計20チーム）設置し、全てのケア24で活動が広がることを目指します。各チームの活動が充実するよう、実地ヒアリングや好事例を共有するなどの取組を進めていく必要があります。	

No. 6	事業4 保健福祉サービスの質の向上	担当
	福祉サービス第三者評価の推進	保健福祉部管理課
7年度 取組 成果	民間事業者の受審数は、認知症高齢者グループホームが20か所、通所介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、軽費老人ホーム及び指定介護老人福祉施設がそれぞれ1か所の計25か所でした。また、区立施設の受審数は9か所で、内訳は保育園8か所、障害者施設1か所でした。 受審事業者が受審結果を「とうきょう福祉ナビゲーション」に公表することにより、利用者がサービスを選択する際の参考となるとともに、福祉サービスの透明性の向上にもつながっています。	
課題の 分析	当事業は、事業者が第三者評価を受審することでサービスの質の向上を図るとともに、その評価結果を広く公表することにより、利用者による適切なサービス選択や福祉サービスの透明性の確保に資するものです。受審は3年に1回以上求められていますが、義務付けられていない年度においても、区民からの信頼確保や継続的なサービス改善の観点から自主的に受審する事業者が見られます。また、毎年受審が義務付けられている認知症高齢者グループホームについては、一定の条件の下で受審頻度を2年に1回とする緩和措置が設けられているものの、受審件数は微増傾向にあります。 こうした状況の中、受審件数は年度ごとに増減はあるものの、おおむね一定の範囲内で推移しており、明確な減少傾向は認められません。一方で、小規模事業者を含む新規事業所の増加により受審対象事業所数が増加している中、受審に伴う負担感などから受審を見送る事業者も存在するため、「とうきょう福祉ナビゲーション」における公表事業所数の割合は低下しています。	

No. 7	事業4 保健福祉サービスの質の向上	担当
	障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進	障害者施設支援課
7年度 取組 成果	福祉人材の確保・育成については、令和7年度から介護職員初任者研修及び実務者研修の受講料助成割合を引き上げ、原則として全額助成としたことにより、利用実績は令和6年度の7件から17件となり、大幅に増加しました。また、令和7年7月からの新たな人材確保支援事業として、訪問系障害福祉サービス事業者に対し、未経験者を雇用し正規採用に至るまでの人件費を助成する事業を実施し、7件の実績がありました。このほか、区内事業所の職員を対象とした区主催研修を16回開催し、509人が受講しました。また、施設間体験研修を実施し、56事業所から111人が参加しました。 障害福祉分野の仕事の魅力を伝え、就労への理解と関心を高めるため、就職相談会に加え、令和7年度は新たに仕事の魅力を紹介するセミナーを開催するとともに、求職者や大学生を対象とした施設見学会を4回開催しました。	
課題の 分析	地域で安定的に障害福祉サービスを提供するためには人材確保が不可欠ですが、令和7年度の調査では7割以上の事業者が人材不足、特に訪問系では8割を超える事業者が不足と回答しており、深刻な課題となっています。一方で、8割以上の職員が仕事にやりがいを感じていることから、分野としての魅力は高いものの、その魅力が十分に伝わっていないことも人材不足の一因と考えられます。 また、受講料助成の対象となる研修や訪問系の対象サービスが限定的であることから、ニーズに十分対応できていない側面もあります。 こうした状況を踏まえ、今後は、無資格者や未経験者を含めた多様な人材の参入を促進するための支援を拡充するとともに、若年層を中心に障害福祉分野の魅力を効果的に発信し、裾野を広げていく取組を一体的に推進していく必要があります。	

No. 8	事業4 保健福祉サービスの質の向上	担当
	介護人材の確保・定着	介護保険課
7年度 取組 成果	介護職員初任者研修等受講料助成は、令和7年度から新たに認知症介護基礎研修を助成対象に加えて実施し、合計86人に助成しました。事業者向けの区主催研修は18回で753人が受講しました。 非常勤職員健康診断等助成は22事業所に対して実施しました。 介護支援専門員法定研修受講料助成は50人の実績でした。 このほか、補正予算により12月から実施したケアプランデータ連携システム導入支援は87事業所が活用し、独自に導入した事業所を含め、令和8年4月1日時点で区内事業所の約30%となる207事業所が導入しました。	
課題の 分析	介護事業者向け研修については、現場のニーズに合った研修を的確に実施するため、広くアンケートや寄せられた意見を踏まえ、引き続き研修内容の充実を図ります。また人材不足や報酬改定等による事務負担の増加で、介護の現場が多忙な状況となり、対面での研修への参加が厳しい現状もあることから、令和8年度より事前に年間スケジュールを周知し、研修のアーカイブ配信も活用するなど、介護職員が研修に参加しやすい環境を整備します。 各種研修受講料の助成については、介護職員のキャリアアップや定着、介護の質の向上のために事業者が積極的に活用することができるよう、これまで以上にわかりやすく事業者専用サイト等で周知していきます。加えて、研修の受講対象となる介護人材そのものが不足している現状もあることから、事業者の介護人材採用活動に対する支援にも並行して取り組んでいきます。 介護支援専門員法定研修受講料助成については、都の動向も注視しながら、制度の更なる周知強化等、申請数向上に向けた対応を図っていきます。 成果指標の介護職員定着率は、非常勤職員の健康診断等の助成対象者の年度末における在職者数の割合から算出しており、助成対象者97人に対する年度末在籍者数は92人（94.8%）で、定着率は過去5年以上にわたり90%を超えていますが、深刻な人材不足から、対象の拡大などの要望が多く寄せられています。	

No. 9	事業4 保健福祉サービスの質の向上	担当
	保育士等の処遇改善・人材確保支援	保育課
7年度 取組 成果	私立認可保育所（本園159園、分園5園、令和7年4月1日時点）に対し、施設型給付費、区加算運営費及び各種補助金を支出し、各園の安定的な保育所運営や安全な保育環境の確保を支援しました。令和7年度の受入児童数は、令和6年度比1,544人増の延べ135,118人となり、保育需要に対応した保育の提供を行いました。また、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業等により、保育士等の人材確保・定着化を支援するとともに、各種補助を通じて、保育環境の維持や保育内容の充実を図りました。 障害児・要配慮児への支援として、医師による巡回指導を障害児指定園15所で延べ44回（令和6年度と同数）実施しました。また、心理専門職巡回指導（委託）を保育施設171所で延べ1,134回（令和6年度：170所／1,128回）実施し、会計年度任用職員による心理専門職巡回指導を保育施設69所で延べ229回（令和6年度：60所／212回）実施しました。これらの巡回により、カンファレンスや助言などを通じて保育士等が子どもの成長発達を的確に捉え、適切な保育を検討、実践できるよう支援し、保育の充実につなげました。さらに、区立保育園の園長経験者による巡回訪問を、保育施設248所で延べ1,098回（令和6年度：250所／1,014回）実施しました。保育の観察を通じて、保育環境・保育内容・危機管理・衛生管理についての助言に加え、施設長からの相談に対応する等により、保育の質の向上を図りました。	
課題の 分析	私立認可保育所は受入児童数が増加傾向にあり、施設型給付、区加算運営費、及び補助金の支出額が2.5%（令和6年度比）増加しています。また、区加算運営費については、令和元年度に適正化を目的とした見直しを実施しました。しかし、その後の保育需要の変化や私立認可保育所の経営状況、さらに保育士等に対する処遇改善についての国の方針等を踏まえ、区加算の見直しを検討を実施するなどにより、私立認可保育所への支援を進めていきます。 巡回指導・巡回訪問事業については、様々な種別の保育施設がある中で、巡回訪問員がそれぞれの施設長との信頼関係を築き、各園の状況を把握し、適切な助言をすることで保育の質の向上を図ることが目的です。 近年、共働き世帯の増加や多様な子どもの受入れの進展により、保育を取り巻くニーズは一層多様化かつ高度化しています。また、令和7年から実施準備が進められ、順次拡大されている「こども誰でも通園制度」への対応も求められています。このような状況の下、保育者には従来にも増して高度な専門性に加え、各家庭の状況に応じた柔軟かつ適切な対応力が求められており、職員の資質及び能力の向上が重要な課題となっています。これらの状況を踏まえ、今後も引き続き、保育の質の一層の向上を図るため、巡回指導・巡回訪問事業を実施していく必要があります。	

No. 10	事業5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	担当
	ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	都市整備部管理課
7年度 取組 成果	杉並区バリアフリー基本構想」で定めた4つの重点整備地区を中心に、令和5年度から令和12年度にかけて各事業者が取り組む内容を定めた特定事業計画の進捗管理を行ったほか、杉並区バリアフリー推進連絡会の開催等により、各事業者の取組内容を相互に共有し、今後の事業や取組に反映できるよう働きかけ、区内各施設のバリアフリー化を推進しました。 協働提案事業では、NPO法人と連携し、視覚障害等により移動に制約のある障害当事者による高井戸地域区民センター及びそのアクセスルートの実地調査を行い、この実地調査の結果について、当該施設及び区の道路の管理者などが、障害当事者と直接対話する機会を設け、施設のバリアフリー化に向けた課題を抽出しました。これらの課題については、今後、各施設等の管理者と解決に向けて取り組むことを確認したほか、対話で得られた意見や知見を今後の施設整備に活かすため、区の施設整備の所管への情報共有を行いました。 このほか、誰もが安全かつ安心して鉄道駅を利用できるよう、京王井の頭線富士見ヶ丘駅のホームドアの整備費の一部について、鉄道事業者に助成を行いました。 ○区内鉄道駅のホームドア完備駅数（整備率※） 10駅（52.6％）（6年度6駅（31.6％、5年度5駅（26.3％）） ※整備率：ホームドアを全ホームに完備した駅数÷区内全駅数（19駅）×100	
課題の 分析	ユニバーサルデザインのまちづくりの推進には、バリアフリーを必要とする当事者の意見や要望を幅広く集約し、当事者目線のバリアフリー化を進める必要があります。そのため、これまで協働提案事業として実施してきた障害当事者参画によるバリアフリー推進の取組について、今後は区の事業として区が主体的に企画立案し、視覚障害者、聴覚障害者、歩行困難者など多様な当事者の参画を促進することにより、当事者と施設管理者等との対話を通じて多角的な視点で区施設のバリアフリーの現況と課題の検証を進めることが重要です。 また、当事者と施設管理者等との対話で得られた意見・知見は、当事者目線のバリアフリー化をさらに推進するため、点検対象施設のバリアフリー化のみならず、区施設の新築・建替・大規模改修時の設計段階にも活かせるよう、建築・営繕部門等との組織横断的かつきめ細かい情報共有体制の構築が必要です。	

No. 11	事業5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	担当
	福祉教育の推進	杉並区社会福祉協議会
7年度 取組 成果	高齢者模擬体験セットや車いす等の貸し出しのほか、小中学校・高校等でのボランティア講座や車いす操作、高齢者疑似体験、福祉教育プログラムの企画への協力を行いました。 また、学校での体験においては、障害当事者を紹介しました。	
課題の 分析	疑似体験だけでは「大変だった」「怖かった」という感想に終始しやすいため、より理解を深められるプログラム内容を考えていきます。また、福祉教育の目的や意義を学校等とともにすり合わせながら効果的なプログラムの組み立てを行っていきます。	

No. 12	事業5 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	担当
	共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進	障害者施策課
7年度 取組 成果	合理的配慮ガイドブックを活用した講座等の実施については、区政相談課主催の「聴つくオフミーティング」を区民向け講座等として位置づけ、障害当事者や支援者等で構成される共生社会しかけ隊がオブザーバーとして参加しました。「障害の有無にかかわらず、暮らしやすいまちづくり」をテーマに参加者と意見交換を行い、様々な困りごと等をお互い歩み寄り対話し解決策を見つける、合理的配慮にとって重要な考え方の理解促進につなげました。また、民間事業者向けとして、区内バス会社に対して講座を実施しました。合理的配慮のほか、接点の少なかった障害種別の当事者の話を聞くことで、新たな気づきや、地域生活で当事者に会った際の対応のヒントにつながる内容としました。 ○共生社会しかけ隊を実施した施設数 16所（5年度16所 5年度13所）	
課題の 分析	区では障害の有無に関わらず、誰もが認め合い支え合う共生社会の実現に向けた取組を実施しています。令和7年度に実施した地域生活に関する調査では、障害を理由とする差別や嫌な思いの経験が有る方は、18歳以上では42.1%、18歳未満では54.1%となっており共生社会の実現に向けて引き続き普及啓発が必要です。また、合理的配慮への理解促進に向け、作成したガイドブックを活用した講座を引き続き実施していく必要があります。	

判断能力が不十分な人及び身寄りがいない高齢者等への支援について

令和8年6月、国は社会福祉法改正法を改正し、判断能力が不十分な人及び頼れる身寄りがいない高齢者等に対する日常生活、入院等の手続及び死後事務の支援を第二種社会福祉事業に位置付け、併せて相談体制等の整備を図ることを定めた。

当区では現在、杉並区社会福祉協議会が、これらの者への支援事業として、東京都社会福祉協議会の委託事業である①「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」及び独自事業である②「あんしん未来支援事業」を実施しているところであるが、現在の区の課題を整理した上で、区における判断能力が不十分な人及び身寄りがいない高齢者等への支援事業について、検討を行った。

- ①地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業):判断能力が不十分な高齢者等の福祉サービスの利用手続きや金銭管理等をサポートする事業
- ②あんしん未来支援事業:判断能力があるうちに、もしもの時の支援内容を本人とあらかじめ決めておき、入院時等に支援を行う事業

1 現状と課題

現 状	課 題
高齢者の総合相談窓口(ケア 24)では、様々な相談を受けているが、相続手続きや納骨先、エンディングノートが欲しいなど将来に備えた相談を受けることが多くなっている。	終活全般について相談できる窓口を整備する必要がある。
区の高齢者人口・高齢者のいる世帯は今後も増加し、その約半数が単身高齢者世帯で、2040年には約 5.9 万世帯となる見込み	単身高齢者世帯でも、家族等と暮らす高齢者同様に、当たり前に支援が受けられる制度を整備していく必要がある。
認知症高齢者数も、今後も増加する見込み	判断能力が不安な人・不十分な人も、その程度に関わらず、ワンストップで安心して相談できる窓口を整備していく必要がある。
社会的孤立の単身高齢者は、否要介護認定者で約 4.5 割、要介護認定者で約 6 割存在しており、いずれも男性の割合が高い。また、同居家族等がいても社会的に孤立している高齢者が 1.3%程度存在している。	単身高齢者という世帯タイプのほか、家族等がいても孤立化している高齢者が一定程度存在することを念頭に置く必要がある。
終活の備えがある高齢者は少なく、約 6 割の高齢者は備えていない状況であった。終活に関する一番の心配事は物の整理で、次いで介護、医療、金銭管理であった。	終活に備えていない6割の方向けに終活の備えをしていただくことは重要で、今後、ニーズにマッチした計画的な普及啓発事業を実施していく必要がある。
ケア 24 の相談場面では、相談者によっては、話を聞くだけで解決するケースもあるが、相談をつなぐ先がない困難感を抱えていた。	相談窓口では、安心を提供できる相談技術を確保するとともに、相談者を適切につなぐ先の支援サービスを同時に整備する必要がある。

以上のことなどから、次のサービスの令和9年度実施に向けて検討している。

2 事業(案)

事業		事業概要
①終活相談窓口 (仮称)	一般相談	職員による情報提供や選択肢の提示、エンディングノートの作成支援、サービスへのつなぎ等
	専門相談	弁護士等による遺言・相続など終活に関する法律的な相談
	普及啓発	講演会等の実施やエンディングノートの配布
②就活情報の登録事業		緊急連絡先や終活情報などの情報を区に登録し、病気・事故などにより意思表示できなくなった時や死亡時に、指定の親族や友人、警察、消防、医療機関、公的機関からの照会に対し情報を開示
③支援サービス ※	見守りサービス	電話や訪問による定期的な安否確認
	死後の手続きサービス	死亡時の遺言執行者への連絡、火葬・納骨の手配、賃貸物件の退去手続き、家財処分等
	入退院・施設入所時等のサポート	入院や一時的な体調不良の際の家賃、公共料金等の支払い代行、入院入所、退院退所時の付き添い、手続きの立ち合い・支援、入院入所中に必要な物品等の手配や入院費・施設費用の支払い代行、留守中の自宅の管理等
	賃貸物件の契約・更新時のサポート	契約・更新手続き時の立会い、同席の支援等

※これまで区社協が独自事業として実施していた「あんしん未来事業」を、低所得者も利用でき、より利用しやすく見直しをして実施予定(詳細検討中)

(1) 対象者

- ① 65歳以上の方で、単身世帯で子や孫がいない方
または、同居親族や配偶者・子・孫が障害や認知症のため、支援が受けられない方
- ② サービス内容や契約内容を理解し、自らの意思で契約できる方
- ③ 住民税非課税世帯の方または住民税課税所得額180万円以下で、流動資産が(預貯金・有価証券等)が3,000万円以下かつ契約時に必要な資力を有する方
- ④ 負債がないこと(住宅ローンは除く)
- ⑤ 生活保護を受給していない方
- ⑥ 任意後見契約を締結していない方

(2) 利用料

- ① 見守りサービスは無料。
- ② その他のサービスは預託金により対応。

杉並区

地域支え合いの仕組みづくり事業報告書

令和4～7年度



令和8年2月

はじめに

少子高齢化や単身世帯の増加、地域社会におけるつながりの希薄化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした中で、生活課題が複雑化・複合化し、既存の制度や分野ごとの支援だけでは十分に対応できないケースが増加しています。こうした社会課題に対し、地域全体で支え合いながら、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会を築いていくことが求められています。

杉並区では、令和元年度から、住民が身近な地域で相談ができ、地域住民や関係機関と共に地域の課題解決に取り組む「地域支え合いの仕組みづくり事業」を開始しました。当事業は、福祉の専門職である地域福祉コーディネーターが地域に出向き、分野を問わない相談を受け止め、必要な支援につなげていくとともに、町会・自治会や民生委員・児童委員の皆様、地域活動団体の方々など、多様な主体と協力しながら地域における支援の担い手を育成・支援し、伴走しながら住民主体の地域における支え合いの仕組みづくりを行っています。

また、令和6年度から杉並区は、国が示す「重層的支援体制整備事業」を実施しており、既存の制度の枠にとらわれず、包括的かつ継続的な支援体制を構築しています。「地域支え合いの仕組みづくり事業」は、断らない相談支援、社会とのつながりを回復する参加支援、多分野の人や活動をつなぎ合わせる地域づくりに向けた支援を一体的に行う事業として展開しています。事業や活動を通して、住民同士が地域課題を共有し、協力しながら解決を図る基盤づくりを進めていきます。

本報告書は、令和4年度から4年間の地域福祉コーディネーターの地域における取組をまとめたものです。区民一人ひとりが支え・支えられる地域社会の実現に向けて、今後地域や関係機関で手に取っていただき、活用されることを願っています。

結びに、当事業は、地域に関心を寄せ、「より良い地域にしたい」という地域の皆様の思いに耳を傾けながら共に進めてきました。当事業や地域活動への日々の温かな支援に感謝申し上げます。

令和8年2月

在宅医療・生活支援センター

目次

1	事業実施の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	取組事例 西荻地域 高齢社会に寄り添うまちの保健室づくり ～専門職をつなぎ、対話を重ねて生まれた地域支援～	3～4
4	取組事例 荻窪地域 地域の方々と共に地域ニーズを掘り起こし取組へとつなぐ ～集合住宅集会室を活用した住民同士のつながりづくり～	5～6
5	取組事例 高円寺地域 多分野でつながる「ごちゃまぜ会」の取組 ～社会課題について分野や価値観の違いを超えて、理解を深める場づくり～	7～8
6	取組事例 支援別トピック、用語集	9～10
7	取組による事業の成果	11
8	考察	12

事業実施の背景

これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や制度の「受け手」、「支え手」という関係を越えて、住民等が主体的に地域生活課題を発見し、解決するとともに、誰もが地域で役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域共生社会の推進が求められてきました。

一方地域では、8050問題や社会的孤立といった、既存の制度や支援だけでは解決に至らない複合的な課題を抱えた世帯や個人が増加しており、行政と住民等が協力して地域生活課題を解決する包括的な支援体制の構築が必要とされています。

そこで杉並区は、身近な地域で相談ができ、地域で支え合う仕組みづくりに取り組む事業として、令和元年度から「地域支え合いの仕組みづくり事業」を開始しました。

3年間のモデル実施を経て、令和4年度から実施地域を増やし、本格実施を開始しました。そして、令和6年度からは、断らない相談支援、社会とのつながりを回復する参加支援、多分野の人や活動をつなぎ合わせる地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に位置付けて事業を推進しています。

重層的支援体制整備事業のイメージ図



事業概要

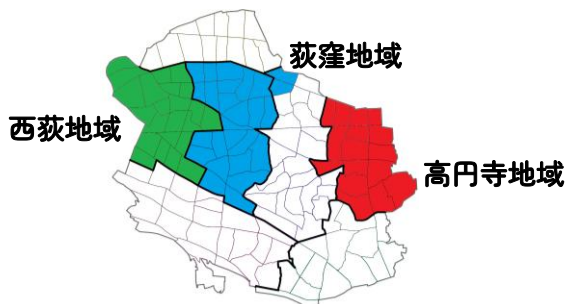
2

「地域支え合いの仕組みづくり事業」は杉並区社会福祉協議会へ委託し、実施しています。

対象となる地域に、地域福祉コーディネーターを配置し、次の業務を行っています。

(1) 地域福祉コーディネーターの配置人数

3名（実施地域に1名ずつ配置）



(2) 実施地域

西荻地域

【令和元年度～】西荻南1～4丁目、松庵3丁目

【令和6年度から拡大】善福寺1～4丁目、西荻北1～5丁目、今川3、4丁目、桃井3、4丁目、上荻2～4丁目、松庵2丁目、宮前3丁目

荻窪地域

【令和4年度～】天沼1～3丁目、本天沼1～3丁目、下井草1丁目

【令和6年度から拡大】清水1～3丁目、桃井1、2丁目、今川1、2丁目、上荻1丁目、荻窪1～5丁目、南荻窪1～4丁目、宮前2丁目、高井戸東4丁目

高円寺地域

【令和6年度～】

高円寺北1～4丁目、高円寺南1～5丁目、梅里1、2丁目、堀ノ内2、3丁目、和田1～3丁目

(3) 業務内容

1 個別支援

- 住民主体の拠点やサロン、集いの場などに出向き、区民等の相談の聞き取り
- 訪問等による要支援者の実態・生活課題の把握
- 行政等関係機関や地域関係団体への支援のつなぎ

2 地域支援

- 住民主体の拠点の立上げ支援及び活動支援
- 地区町連会議、民生児童委員協議会、地域ケア会議等での地域生活課題の収集
- 住民主体の拠点やサロン、集いの場での地域生活課題の収集

3 地域・個別支援共通

- 要支援者を支える地域のネットワークの構築
- 地域のネットワークと共に支援方針を定め、支援者等の伴走支援を行う。

4 活動の記録、分析、報告

- 活動内容の記録
- 活動実績を記した月報、年報の提出
- 地域福祉コーディネーターの活動内容や地域への効果等の分析
- 地域支え合いの仕組みづくり事業報告書の作成

取組事例 西荻地域

高齢社会に寄り添うまちの保健室づくり

～専門職をつなぎ、対話を重ねて生まれた地域支援～

3

1. 概要

地域福祉コーディネーター（以下「地域福祉CO」という。）は、コミュニティスペースの管理者（以下「管理者」という。）から、「地域での孤立死が身近に何度かあったことから、誰もが気軽に立ち寄れる**まちの保健室**のような場をつくりたい」という思いを聞き取りました。

その思いを受け止め、地域福祉COは、管理者と地域に貢献したい思いのある専門職を引き合わせ、対話を重ねながらまちの保健室の取組を進めています。

2. 主な流れ

1 か月

管理者への聞き取り

地域福祉COは、管理者から、コミュニティスペースの参加者の「高齢化」や「孤立死」、「入院時の支援」等の課題が生じていることを聞き取りました。「地域で孤立せず、健康で豊かに暮らし続けられるように、気軽に健康や福祉の相談ができる場を作りたい」との管理者の思いを受け止め、対話を重ねながら**まちの保健室**のイメージを一緒に形づくっていきました。

4 カ月

協力者との引合せ

地域福祉COは、**まちの保健室**の構想を、看護師や養護教諭、介護福祉士などの地域に貢献したい思いのある専門職に伝え、**まちの保健室**の立上げの協力を呼びかけました。賛同した専門職（以下：協力者）を管理者に引き合わせ、立上げに向けて、活動方針や具体的な実施内容についての意見交換をしていくこととなりました。

7 か月

開催に向けた話合いの実施

地域福祉CO、管理者及び協力者で話合いを重ね、コミュニティスペースでの月1回の定期開催や、協力者の専門性を活かした健康体操・血圧測定・終活などに関する講座を実施することとなりました。そして、「気軽に誰でも相談できるほっとする場にしたい」との意見から、**まちの保健室**を「ほっとする保健室」と名付け、第1回目は地域の方からの声を直接聞く機会としました。

13か月～

「ほっとする保健室」の開催

「ほっとする保健室」の開催を重ねていく中で、参加者から「将来への不安がある」、「健康に関することを知りたい」との声が寄せられました。管理者及び協力者からは「お互いが打ち解け合うよう、続けて来てもらえる場としていきたい」、「参加者がもっと参加しやすい場にしていきたい」との意見が出されました。「ほっとする保健室」は、こうした参加者の声や管理者及び協力者の思いを取り入れながら、かたちにしていく話合いを重ねています。

3. 地域の支え手の思い、地域福祉コーディネーターの思い

「ほっとする保健室」の開催に向けて、管理者及び協力者と打合せを行いました。



管理者

孤立を予防するために気軽に相談できる場があるといいな。



協力者

地域の中で自分たちの専門性を活かせる場が欲しい。



地域福祉CO

みなさんの思いを出し合い、地域で相談しやすいまちの保健室のような場を、どのようにつくるか検討しませんか。



協力者

「ほっとする保健室」で出会った人がつながり、地域に知っている人が増えるなど交流の輪が広がるといいよね。



協力者

家族のことや将来のこと、不安な気持ちを気軽に話せる場をつくりたい。

4. 地域福祉コーディネーターが大切にしたこと

管理者の思いを尊重しながら、協力者それぞれの専門性や取組に対する考えを出し合い、方向性をすり合わせる時間を大切にしてきました。また、「ほっとする保健室」の開催時には、参加者が気軽におしゃべりや相談を出来る場となるよう気を配ってきました。

西荻の地域拠点であるコミュニティスペースに、地域で活動する多職種の専門職をつなげ、「ほっとする保健室」を、参加者や地域の方々の声に耳を傾けながら、専門職の幅広い視点を活かした取組としています。

5. 取組による成果、今後に向けて

参加者からの健康や家族に関する相談から地域ニーズを把握し、管理者及び協力者と共に、「ほっとする保健室」が様々な声を反映できる場となるよう模索してきました。

活動目的である「孤立予防」のための地域で支え合う関係づくりはまだこれからですが、「ほっとする保健室」が気軽に相談できる地域に根差した場となるよう、これからも地域の声を大切に、管理者及び協力者と丁寧に意見交換をしながら、進めていきたいと考えています。



取組事例 荻窪地域

地域の方々と共に地域ニーズを掘り起こし取組へとつなぐ

～集合住宅集会室を活用した住民同士のつながりづくり～

4

1. 概要

「地域支え合いの仕組みづくり事業」における荻窪エリアの実施地域を拡大した令和6年4月頃、地域福祉COに**民生委員・児童委員**から担当地域の集合住宅のことで相談がありました。地域に出向き、地域の方々や近隣施設、自治会、関係機関への聞き取りを進めました。地域の方々と話し合いながら、地域のニーズを受け止める取組や地域がつながる取組を進めてきました。

2. 主な流れ

1か月

地域の方々への聞き取り、コアメンバーでの話合いの開始

まず、地域福祉COが、**民生委員・児童委員**や自治会長など、地域の方々（以下「コアメンバー」という。）から話を聞き、「集合住宅建て替え以降の住民同士のつながりの希薄さ」や「感染症以降に自治会活動が停滞している」などの課題を聞き取りました。

次に、地域福祉COが、高齢者に関する相談機関である「杉並区地域包括支援センター（以下「ケア24」という。）」に「一緒に何かできないか」と声をかけ、コアメンバーと話し合う機会を持ちました。話合いでは、集合住宅の住民の「現在の困りごと」や「自治会や地域活動への関心」、「居住者同士がつながること」などの思いを、どのように把握していくか検討しました。

2か月

地域のニーズを把握する企画の実施

地域福祉CO及びコアメンバーが共に、地域のニーズを把握する企画として、住民アンケート、出張相談会及び地域懇談会を実施しました。住民アンケートでは、地域活動に対する関心も高く、お祭りやサロンなどのお手伝いや見守り、話し相手に協力できる方がいることが分かりました。また、出張相談会では「ちょっとした困りごとを話せて良かった」という声を聞き取ることができました。そして、地域で活動する団体を交えた地域懇談会では、アンケート結果や社会課題などに触れ、「地域でどんなことができるか」について話し合いました。

4か月

「思いをかたちに」整理し、トライアル企画の実施

住民アンケート、出張相談会及び地域懇談会を実施したあと、地域福祉COは、コアメンバーと「地域の方が主体となって取り組むためにはどうしたら良いのか」について話し合う場を持ちました。その結果、ポイントを3つの要素に整理し、トライアル企画として実施することとしました。また、地域の方々に企画趣旨や経緯を丁寧に周知し、賛同者を増やしました。

トライアル企画の3つの要素

定期的な話合いの場
＜まちの委員会＞

活動が生まれやすい仕組み
＜まちの部活動＞

日頃から情報交換できる場
＜まちの保健室＞

10か月～

コアメンバーの増員、活動の定着に向けて

賛同者を交えた地域福祉CO、コアメンバーとの話合いでは、アンケートや企画の経緯を振り返りました。「活動を続けてやっていきたい」というコアメンバーの意向を踏まえ、無理なく活動できる回数や会場設営について考え、参加する住民にも会場設営などを呼びかけていくこととし、まずは「まちの保健室」を月1回実施していくこととなりました。

3.地域の支え手の思い、地域福祉コーディネーターの思い

地域の方々のニーズを把握するための取組を考える際に、このような思いを共有しました。



コアメンバー

住民の困りごとや、地域活動への興味や関心が知りたい。住民同士がつながる機会が作れると良い。

それなら、アンケートはどうか。住民同士がつながる機会として出張相談会のような企画もできる。



地域福祉CO



コアメンバー

アンケートは実施してみたい。「出張相談会」は固いイメージなので、もっと気軽に足を運べるような雰囲気だと良いのではないかな。

涼み処や茶話会などと抱き合わせで実施してみよう。また、アンケートの結果をフィードバックして皆さんの思いがつながる懇談会を開催してみよう。



地域福祉CO

4. 地域福祉コーディネーターが大切にしたこと

地域の方々の思いがかたちとなり、主体的に取り組めるよう、他自治会の取組などを参考にアイデアを出し合い、丁寧に進めました。

また、住民アンケートや出張相談会、地域懇談会と並行して、隣接するボランティア団体や社会福祉法人等の福祉事業所、**ゆうゆう館**などの公共施設にも出向き、地域福祉COの周知や団体への聞き取りを進め、連携・協働する取組につながるよう模索しました。

そして、出張相談会や地域懇談会、トライアル企画を実施する際には、それまで聞き取りをしていた団体や事業所へ声をかけ、共に取り組めるよう働きかけを行いました。

5. 取組による成果、今後に向けて

コアメンバーと共に住民のニーズ把握を行うことで、共通認識を持って、課題の共有や企画、話し合いを進めることができました。

そして、具体的に「定期的な話し合いの場」、「活動が生まれやすい仕組み」、「日頃から情報交換できる場」と活動を整理し、場づくりを展開することで、活動に共感し参画してくれる地域の方々やボランティア団体、福祉事業所などへのつながりも広がりました。

当初課題として挙げていた「住民同士のつながりの希薄さ」は、解消されつつありますが、「若年世帯とのつながり」、「困りごとをうまく発信できない方々への働きかけ」は、引き続き住民の皆様の声を受け止めながら進めていきたいと考えています。



多分野でつながる「ごちゃまぜ会」の取組

～社会課題について分野や価値観の違いを超えて、理解を深める場づくり～

1. 概要

令和6年4月に地域福祉COが新たに高円寺地域へ配置され、地域の特徴を把握していきましました。高円寺は、杉並区内でも高齢化率が比較的低く（18.9%）、外国籍の住民が多い地域（23%）です。また、個性的な商店街や店舗が立ち並び、多様な人々が暮らす、にぎわいのあるまちです。

こうした地域性と、関係機関へのヒアリングを踏まえ、同じエリアで「関係機関」や「地域活動団体」、「地域住民」がつながり合い、地域について一緒に考える場をつくることにしました。

2. 主な流れ

1か月

関係機関へのヒアリングから課題を確認、
「ごちゃまぜ会」の設定

地域福祉COは、障害に関する相談機関の「すまいる」や主に高齢者を対象にした施設の「ゆうゆう館」、多世代が交流する施設の「コミュニティふらっと」、「ケア24」へヒアリングを実施し、ひきこもりや8050問題など、年齢や困りごとにより支援が分断されがちであることや、他分野の情報が不足しているなどの課題を把握しました。

そして、その課題に関する情報交換の場「ごちゃまぜ会」を持つために、地域福祉COからヒアリングを行った関係機関（以下「コアメンバー」という。）に協働の働きかけを行いました。

7か月

関係機関の課題共有、理解を深める企画
「リアルを知り、リアルを語る会」に発展

地域福祉COとコアメンバーが「ごちゃまぜ会」を実施した結果、不登校や生きづらさを抱える方々への関心が高まりました。その中で、こうした課題を本質的に理解するためには、日常感じていることや疑問点も含めた「リアル」を語り合うことが大切だという提案がありました。

そこで、学校や地域家庭の現状を知るスクールソーシャルワーカーを交え、不登校の現状や課題について「リアルを知り、リアルを語り合う」場を設けることになりました。

11か月

「リアルを知り、リアルを語る会」の実施
出席者の関心の広がり

スクールソーシャルワーカーを交えた情報交換の場では、参加者を民生委員・児童委員や圏域の関係機関などに広げて実施しました。参加者から「地域での子どもの居場所」や「身近にいる不登校の子どもや親に接しているエピソード」、「学校に行きたがらない子どもを支える親の思いや葛藤」についても語られ、不登校の子ども本人だけではなく、親への関心へと広がりました。

12か月～

出席者の輪の広がり、交流の機会創出

スクールソーシャルワーカーを通じてつながった「不登校の親の会」を交え、不登校の子どもを育てる親の思いや現状について話を伺う機会を設けました。この取組を通じて、関係機関の参加に留まらず、「不登校の親の会」や子育て支援の経験のある地域住民にも参加を呼びかけ、新しいつながりが生まれました。

3. 地域の支え手の思い、地域福祉コーディネーターの思い

コアメンバーとの情報交換の場で以下のような意見を交わしました。



コアメンバー

自分たちとは異なる専門機関の支援が見えにくい。
分野の異なる当事者の気持ちへの理解も必要なのでは。



コアメンバー

大人になって社会的課題を抱える人は、もしかしたら、
小さいころから関連していることがあるのではないかな。
不登校の現状や課題を聞いてみたい。



コアメンバー

課題を抱えている人が何に困っているのかを知り、何ができる
のか、考える力を地域で培っていくことを目指してみてもいいかな。

皆さんの意見を基に、まずは子どもに関わる専門機関と一緒に、
分からないことや現状を共有する場をつくってみませんか？
互いの思いを共有し、理解とつながりを深めていきましょう。



地域福祉CO

4. 地域福祉コーディネーターが大切にしたこと

「ごちゃまぜ会」の運営にあたり、参加者の意見を取り入れながら、場の設定や運営を進めてきました。企画の趣旨を参加者に丁寧に説明し、意見を尊重し、参加者の関心の高いテーマとなるよう心がけてきました。

また、「ごちゃまぜ会」としての「リアルを知り、リアルを語る会」開催時は、参加者が安心して率直に自分の思いを自由に話せる場となるよう、雰囲気づくりも大切にしてきました。

5. 取組による成果、今後に向けて

参加者である関係機関や**民生委員・児童委員**の方々の意見を丁寧に伺いながら、「リアルを知り、リアルを語る会」を開催しました。その結果、企画の趣旨やテーマへの賛同を得られ、会をスムーズに進めることができました。

また、この会を通じて、これまで接点のなかった方々の間にも新たなつながりが生まれ、障害のある方や生きづらさを抱える方と社会をつなぐ新たな企画の実施にもつながりました。

(10ページ参照)

今後も、このつながりを大切にしながら、地域で様々な状況にある方々への理解を広げていき、「地域の誰もがごちゃまぜになれること」や、「こんな支援や居場所があったらいいな」を関係機関や地域住民が自然に思い描けるような働きかけを続けていきたいと考えています。

取組事例 支援別トピック

6

相談支援 本人などの困りごとを整理し、関係機関へつなぐ

トピック 1 「福祉なんでも相談会」からはじまる家族支援の取組

同居家族の8050問題への不安を抱えている相談者が、コミュニティスペースで毎週行っている「福祉なんでも相談会」に来られました。どこに相談しても自身の思うような支援や解決には至らず、「どこに相談すればいいのか分からない」、「話を聞いてもらいたい」という思いを抱いていました。

そこで、地域福祉COは、相談者の溢れ出る感情や悩みを傾聴し、状況の整理を行い、同居家族への対応については、相談者の了解を得て、保健センター及び関係機関と情報共有を行いました。

相談者は、コミュニティスペースに継続的に来訪され、コミュニティスペースでボランティア活動をしている地域の方々と交流をされるようになり、地域の方々とおしゃべりできる場を持つことで気分転換の機会となっています。。

トピック 2 地域住民からの相談を適切な窓口へつなぐ

地域福祉COが地域活動や地域の集まりに顔を出すことで、自治会会長・役員や民生委員・児童委員などに寄せられる、地域住民の困りごとの相談を受ける機会が増えました。その中で、都外に住む親族に関する相談も寄せられ、現地の地域福祉COや相談窓口などと連携を図り、適切な支援へとつなげました。

参加支援 地域活動や地域の居場所へつなぐ

トピック 誰もが集える「だれでも食堂」への参加

「居場所」をテーマにした意見交換の場で、障害のある方から「交流の場が少ない」、「食生活が乱れがち」との意見が出されました。また、「子どもや高齢者の孤食」の課題もあがり、誰でも来られる「だれでも食堂」のトライアル実施を行うこととなりました。

「だれでも食堂」の開催当日は、地域福祉COが運営者の方々と話し合いながら、障害特性のある方や子どもから高齢者までの幅広い世代が楽しめるように配慮したこともあり、自然な交流や会話が生まれていました。また、障害のある方からは「楽しい時間になった」との感想が寄せられ、「参加者ではなくボランティアとして運営に関わりたい」との思いが語られました。

地域支援 住民などと共に課題解決に取り組む仕組みを考える

トピック 1 障害のある方のニーズに合わせた企画

「ゆうゆう館」の施設長が、「地域に開かれた、誰もが利用できる施設にしたい」という思いを持っていました。施設長がアーティストであることを活かして、地域福祉COが、社会とのつながりが希薄になりがちな方々の作品展示（以下「アート展」という。）と、楽しいワークショップを組み合わせたイベントを企画しました。

アート展では、知的障害者の就労支援施設（**就労継続支援B型作業所**）に通う方々や、不登校の子どもたち、特別支援学級の生徒、美術大学に入学したものの社会生活が難しくなった方など、様々な背景を持つ人たちの作品の展示を行いました。当日は、作品を出展された方々も来館し、ワークショップにも参加しました。学生ボランティアや地域の方々と交流も生まれ、温かく賑やかな時間が流れていました。

トピック 2 地域住民と地域団体（社会福祉法人等の施設）をつなぐ

地域福祉COが、**民生委員・児童委員**や自治会、保育園、特別養護老人ホーム等の福祉施設、そして地域で活動するボランティア団体へのヒアリングを行い、防災訓練に関する課題や福祉避難所としての普及啓発・運営に関する困りごとを把握しました。

そのうえで、「防災・災害」や「地域交流・協働」といった、共通のテーマを基に地域懇談会を開催し、地域の皆さんと一緒に考え、話し合える場を設けました。分野の異なる団体同士が、それぞれの取組や悩みを共有し合うことで、地域のつながりが深まり、交流を目的とした防災訓練の動きへとつながりました。

用語集

ケア24（杉並区地域包括支援センター）

杉並区が運営を委託している、高齢者の総合相談窓口。高齢者が身の回りのことで不自由を感じた時や、家族の介護のことで困った時に相談できる。高齢者を地域で支えるネットワークづくりにも取り組む。

コミュニティスペース

住民が集まり、交流や活動を通じて、人と人とのつながりを育む場。地域のきずなを深め支え合いを広げる地域を作る場。

コミュニティふらっと

杉並区が運営を委託している、乳幼児親子から高齢者までを対象とした施設。多世代の交流を通じて情報共有や意見交換、地域の問題解決等のコミュニティづくりの場。

就労継続支援B型作業所

障害のある人が、自分のペースで働く経験を積みながら、社会とのつながりを保てるように支援する福祉サービス。体調や能力に合わせて柔軟に働けるのが特徴。

スクールソーシャルワーカー

子どもたちが抱えるいじめや不登校等の課題解決に向けた支援を行う専門職。

すまいる（杉並区障害者地域相談支援センター）

杉並区が運営を委託している、障害者手帳の有無や障害種別に関わらず、広く地域の障害者や家族等の生活全般に関する相談を受ける窓口。

福祉なんでも相談会

杉並区社会福祉協議会が、生活上の心配ごとや困りごと等の軽減に向け、「制度の仕組みが分からない」や「困っていることを伝えることが難しい」、「地域に気になる住民がいる」等の、どこに相談したらよいのか分からない相談を受け止めている。

まちの保健室

地域住民が気軽に立ち寄り、健康や困りごとの相談、交流等ができる身近な場。専門職が常駐もしくは関与し、健康づくりや孤立防止に寄与する地域の支援拠点。

民生委員・児童委員

身近な地域福祉の担い手、相談役として活動している。厚生労働大臣により委嘱された特別職の地方公務員。

ゆうゆう館

杉並区が運営を委託している、区内に住む60歳以上の方の憩いやいきが学び、ふれあい交流、健康づくりの場として利用する施設。

（50音順）

取組による事業の成果

7

令和4年度から7年度の4年間は、事業の実施地域の拡大や新たな地域への地域福祉コーディネーターの配置を実施し、地域支え合いの仕組みづくり事業を推進してきました。

1. ネットワークの構築と伴走支援

地域福祉コーディネーターは、地域に出向き、住民の困りごとの把握や地域団体などにヒアリングを行い、それぞれのニーズをつなぎ合わせることで、共に地域課題の解決に取り組む関係作りを進めました。また、活動にあたっては、地域の声に丁寧に耳を傾け、思いを尊重しながら地域住民や地域団体と一緒に取り組んでいます。地域の会議、イベントなどにも積極的に参加することで、新たな地域資源を把握するとともに、以前より積み重ねてきた関係機関とのつながりを活かしながらネットワークを広げました。

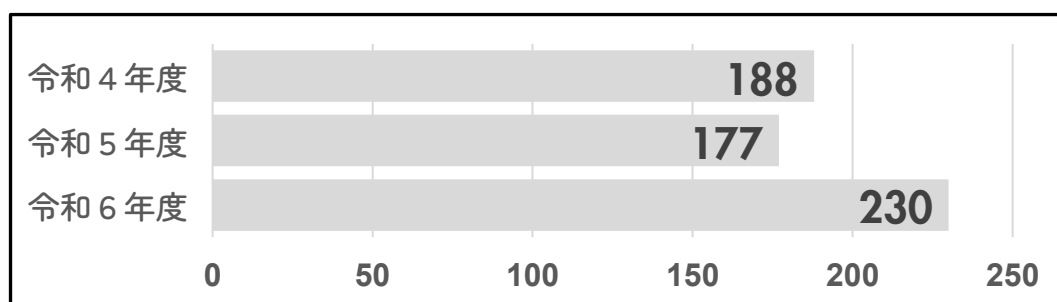
2. 地域課題の解決に向けた実践的な取組

高齢者の孤立や生活困窮、障害者の社会参加など、地域の課題や困りごとを聞き取り、調整し、地域の特性に合わせた取組を展開しています。取り組むにあたり、住民や地域の活動団体と検討をすすめ、その思いをかたちにすることで住民主体の地域づくりを進めました。住民が参加しやすい工夫や、その人の特技・やりがいを活かすことができるイベントを企画し、一人ひとりが社会の中で役割を持つことの自己肯定感の創出にもつながりました。集合住宅の集会室を利用した集いの場や、「だれでも食堂」のような身近な地域の居場所づくりなど、地域住民や多様な主体が参加する仕組みが根付き始めました。

3. 事業効果の検証を踏まえた今後の取組

令和4年度からの事業の本格実施以降、配置地域の拡大・増加に伴い令和6年度までに地域福祉コーディネーターが受け付けた新規相談件数は増加しています。区ではこれを事業指標としており、これまでの成果と合わせて分析し、今後は区内全地域（7つの生活圏域）に地域福祉コーディネーターを効果的に配置する検討を進めていきます。

地域福祉コーディネーターが受け付けた新規相談件数



地域福祉コーディネーターへの期待と今後の課題

菱沼 幹男（日本社会事業大学 教授）

現代社会では、社会福祉制度をはじめとした様々な公的サービスによって地域での生活支援が行われています。しかし、制度の狭間の問題に対しては、多様な社会資源の活用や開発による対応が求められ、また、孤独や孤立、差別、排除のような問題は、公的サービスだけで解決できるものではなく、地域内の多様な人々との協働がとても重要となります。

そこで「地域支え合いの仕組みづくり事業」では、地域福祉コーディネーターを配置して、生きづらさを抱えた人々に対する支援を制度の枠にとらわれることなく行い、また、その人々が暮らしている地域での支え合い活動を支援することで、一人ひとりの生きづらさに向き合うことのできる地域づくりを目指しています。この地域福祉コーディネーターについて法律による規定はありませんが、包括的支援体制の構築に向けて多くの自治体がその必要性を認めて配置を進めており、令和8年1月時点では東京都23区中20区で配置されています。

本報告書の事例では、地域福祉コーディネーターが地域住民の声を受け止め、地域内の多様な人々と連携しながら、生活ニーズ把握の調査を実施したり、また、人々が学び、話し合う場を生み出している実践が紹介されています。こうしたアプローチは「地域の人々と共に生活を支える(Social Work with the Community)」ことを重視したコミュニティソーシャルワークという実践理論に基づくものです。

今後は、多様な人々が協力し合える地域づくりに向けて、地域住民だけでなく区内に働きに来ている人々や学びに来ている人々も含めて、みんなが合流できるプラットフォームを立ち上げていくことが課題となっています。それは、話合いにとどまらず、地域で必要な活動を生み出していける機能をもったものです。杉並区ならではのプラットフォームづくりに向けて、地域福祉コーディネーターが果たす役割は重要であり、さらなる配置の充実と活躍が期待されます。皆さんの思いをぜひ地域福祉コーディネーターにお伝えください。



【編集・発行】

杉並区保健福祉部在宅医療・生活支援センター

〒167-0032

杉並区天沼 3 丁目19番16号

ウェルファーム杉並複合施設棟 3 階

電話：03-5335-7315

【事業委託先・取組事例作成】

杉並区社会福祉協議会

〒167-0032

杉並区天沼 3 丁目19番16号

ウェルファーム杉並複合施設棟 2 階・4 階

電話：03-5347-1010